

令和 6 年第一回定例会

八 丈 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 5 日 開会

令和 6 年 3 月 28 日 閉会

八 丈 町 議 会

令和 6 年第一回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月5日)

議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	1 8
行政報告	1 9
施政方針	2 0
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6

諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
散会の宣告	8 2
署名議員	8 3

第 2 号 (3月18日)

議事日程	8 5
出席議員	8 5
欠席議員	8 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 5
事務局職員出席者	8 6
開議の宣告	8 7
会議録署名議員の指名	8 7
一般質問	8 8
山下 則 子 君	8 8
浅 沼 清 孝 君	9 5
奥 山 幸 子 君	9 8
真 田 幸 久 君	1 0 6
浅 沼 隆 章 君	1 2 2
金 川 孝 幸 君	1 3 1
岩 崎 由 美 君	1 3 7
山 下 巧 君	1 4 6
沖 山 昇 君	1 4 9
浅 沼 碧 海 君	1 5 4
議案第 1 4 号の上程、説明	1 6 3
延会の宣告	1 7 0
署名議員	1 7 1

第 3 号 (3月21日)

議事日程	1 7 3
出席議員	1 7 3

欠席議員	1 7 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 4
事務局職員出席者	1 7 4
開議の宣告	1 7 5
会議録署名議員の指名	1 7 5
議案第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 5
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 7
資料の訂正	2 2 1
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 2
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 4
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 9
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 2
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 5
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 8
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 1
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 2
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 4
承認第 1 号ないし承認第 5 号の上程、承認	2 4 7
散会の宣告	2 4 8
署名議員	2 4 9

第 4 号 (3月28日)

議事日程	2 5 1
出席議員	2 5 1
欠席議員	2 5 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 5 2
事務局職員出席者	2 5 2
開議の宣告	2 5 3
会議録署名議員の指名	2 5 3
中之郷埋立処分場の火災の報告	2 5 3

答弁保留の答弁	2 5 4
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 4
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 3
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 7
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 1
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 2
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 5
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 0
答弁保留の答弁	2 9 1
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 2
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 9
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 0
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 1
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 2
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	3 0 4
総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	3 0 5
経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	3 0 5
閉議及び閉会の宣告	3 0 5
署名議員	3 0 7

八丈町告示第 2 4 号

令和 6 年第一回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

八丈町長 山 下 奉 也

1 期 日 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時

2 場 所 八丈町役場大会議室 7

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君
9 番	浅 沼 碧 海 君	10 番	山 下 巧 君
11 番	浅 沼 憲 春 君	12 番	山 本 忠 志 君

不応招議員（なし）

令和 6 年第一回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 施政方針
- 第 6 議案第 1 号 令和 5 年度八丈町一般会計補正予算
- 第 7 議案第 2 号 令和 5 年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第 3 号 令和 5 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 9 議案第 4 号 令和 5 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 10 議案第 5 号 令和 5 年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 11 議案第 6 号 令和 5 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 12 議案第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- 第 13 議案第 8 号 令和 5 年度公営住宅整備事業粥倉団地建築工事請負契約
- 第 14 議案第 9 号 令和 5 年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約
- 第 15 議案第 10 号 令和 5 年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約の変更
- 第 16 議案第 11 号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更
- 第 17 議案第 12 号 八丈富士山線舗装補修工事（その 2）工事請負契約の変更
- 第 18 議案第 13 号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び付属施設建築工事請負契約の変更
- 第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（11 名）

1 番 真 田 幸 久 君

2 番 浅 沼 隆 章 君

3 番 奥 山 幸 子 君

4 番 浅 沼 清 孝 君

6 番	金 川 孝 幸 君
8 番	岩 崎 由 美 君
10 番	山 下 巧 君

欠席議員（１名）

11番 浅沼憲春君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山	下	奉	也	君
公營企業者	佐々木	眞	理	君	
管	高	野	秀	男	君
総務課長	佐	藤	眞	一	君
住民課長	大	澤	知	史	君
福祉課長	大	川	和	彦	君
健康補助員	菊	池		良	君
産業課長	菅	原	宏	幸	君
教育課長	佐々木		奏	君	
病事業務	廣	瀬	悠	志	君
企財政係	岡	野	豊	広	君
財政係	川	島	心	太郎	君
産業課長					
業務係					
課長					
建設課長					
財係					

副 町 長	山 越	整 君
教 育 長	佐 藤	誠 君
税 務 課 長	山 下	進 君
福 祉 健 康 長 福 課	小 野	高 志 君
建 設 課 長	瀬 筒	国 治 君
会 計 課 長	田 村	久 美 君
消 防 長	堀 本	敏 彦 君
代 監 査 委 員 表 表 員	浅 沼	拓 仁 君
総 務 課 長 庶 務 係	沖 山	晃 君
福 祉 課 長 健 康 福 祉 課 長 高 齡 福 祉 課 長 住 民 年 金 係	菊 池	泰 君
医 療 係	米 田	眞 理 君

事務局職員出席者

事務局長 高橋 太志 君
書記 奥山 万羅 君

庶務係長 山 本 良 太 君
書 記 明 石 丈 君
(録音)

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和6年第一回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、3番、4番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より3月28日までの24日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

日程第3に入る前に、消防長、住民課長より、埋立処分場の火災及び今後の伐採木の処理の方針について、また、総務課長より、防災無線の不具合について報告があるということでありますので、発言を許可してございます。

最初に、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） おはようございます。消防長の堀本でございます。

私のほうからは、中之郷埋立処分場の火災について、現在の状況をまずご報告申し上げます。

現在の状況ですが、先々週、ちょうど先月の3連休のあたりからでございますが、日中の放水活動がほぼ必要ない状況が続いておりました。そのため重機での掘り起こしを主に実施

しておりました。

放水のほうは、一酸化炭素濃度が高い場所や水蒸気の発生などが継続して続いていた箇所、こういった場所を掘り起こす際に、必要により行うという状況でございました。

重機による掘り起こしのほうは、先週の時点で15メートルほど進んでおり、今週に入り、さらに進みまして、これまで水蒸気や一酸化炭素が連続して発生していた箇所は、おおむね掘り起こしのほうが完了したところでございます。今週に入りまして、初めて一酸化炭素や水蒸気の発生なしという現場からの報告を受けております。

これより下方への掘り起こしですが、さらに重機の活動スペースを確保する必要があるため、一旦ここで斜面の掘り起こし作業を中断しまして、これまで重機での作業を行っていたため行えなかった付近の温度や一酸化炭素濃度の測定を行い、様子を見る考えでございます。今後この数値が高ければ、さらに掘り起こしを行いまして、数値が安定しているようであれば、天候のよい状況で一定期間、温度、一酸化炭素濃度などをモニタリングしまして、鎮火を判断したいと考えております。

また、焼損した掘り起こし未実施の斜面、さらに下のほうでございしますが、こちらがまだ残っておりますが、こちらのほうは既に複数か所地中に単管を打ち込み、温度の測定を行っております。こちらは20度前後の安定した数値を継続しており、一酸化炭素も検出されませんので、現時点においては、既にこの斜面最下方付近は鎮火していると考えております。

いずれにしましても、現在、活発な燃焼が発生している状況ではないと考えております。ようやく、鎮火を判断する時期に入ってきたとほっとしているところでございます。

火災の状況については、以上でございます。

それと、この場を借りまして、前回の議会で出動手当についてご質問がございましたので、ここで簡単にその報告もさせていただきます。

まず、消防団の出動手当でございしますが、過去にこのような長時間の火災防護活動を強いられた火災はこれまでなく、そのため、報酬にあっても長時間にわたる活動の考え方について定まっていないというのが現状でございます。今回の火災を教訓に大規模災害も含めた出動が長時間にわたる場合の報酬について、現在国の基準を基に検討しているところでございます。

国が示します長時間にわたる出動報酬の考え方ですが、まず、1日を7時間45分を基準とし、7,000円から8,000円の報酬を標準とし支給する。また、大規模災害等で出動が長時間にわたる場合は、業務量が多く拘束時間も長くなることから、団員の苦労に報いるという観点

から出動報酬の支給単位は、出動日数にかかわらず、1回とするのではなく1日とすることが適当である。さらに、1日当たりの活動時間が7時間45分を大幅に超え長時間に及ぶ場合には、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡を取りつつ、市町村の判断でさらに報酬を引き上げることが望ましいとございます。

これらを踏まえまして、今回の中之郷処分場の出動報酬にございましては、しっかりと検討し、遡及適用を踏まえ、必要な改正を行う考えでございます。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） 続いて、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） おはようございます。

まず初めに、中之郷処分場火災に伴う閉鎖によりまして、住民生活に多大な影響を及ぼしたこと、おわび申し上げます。

さて、その中之郷処分場の今後につきましてでございますが、伐採木の搬入は受入れ不可とします。瓶類の搬入を集積所及びクリーンセンターにいたします。2つ目としまして、ご懸念されている水質の調査を4月、早急に実施しまして、これは毎年6月に実施しておりますけれども、来年度、6年度は4月1日にできれば契約して、ただ、調査結果が1か月ほど要するということですので、5月連休後の報告となるかと存じます。

その中之郷処分場、また再発、再火災というリスクもゼロではないということで、午前、午後にシルバー人材センターに委託しまして見張りをしていただきます。

その土砂及びのり面等、かなり火災消火活動に伴い地形の変更が伴っておりますので、それを公益財団法人東京都都市づくり公社というものがございまして、技術集団でございまして、そちらに協定を結びまして、今後の相談をいたしたいと存じます。

2つ目としまして、その伐採木についてはどうするかということでございます。前回、有明興業さんにどうするかということで相談をお願いしたところ、産廃処理施設としての許可を得ておる一次破碎機、1日6トンの処理能力があるんですが、その伐採機、こちらを一般廃棄物、我々のほうが委託すれば、特例規定というのがありますけれども、そちらのほうを適用して一廃のほうもオーケーになるのではないかと考えております。

3つ目としまして、議会からの有料の方向、粗大ごみと同じようにその伐採木の処理受入れについては、10キロ220円というような単位で有料化を図って制度化したいと存じます。伐採木の有料規定の条例を3月最終議会に上程しまして、できれば4月1日から施行したいと考えております。現在、有明興業さんと受入れ基準、何でもというわけではなくて、やは

り草類、そういったところは不可になる可能性があります、受入れ基準について相談をしております。環境係窓口と各出張所に、有料になること及び受入れ基準のチラシ等を置きまして、またホームページ等で展開しまして、それを理解されてから有明興業へ搬入というふうな流れを目指しております。

将来は、その一次破砕機、伐採木のちょうど大きさがこれぐらいという形で、当面は有明興業さんはそれを島外搬出しておるんですが、将来、新リサイクルセンター、旧クリーンセンターを新リサイクルセンターに計画しておるということで申し上げておりますが、そちらのほうでこれぐらいの大きさを逆に二次破砕してチップ化するとか、そういった形で展開して考えておりますが、一応、年度計画では、令和7年度は新リサイクルセンターの建設設計委託、旧クリーンセンターの解体工事で、令和8年度も旧クリーンセンターの解体工事、8年度、リサイクルセンターの建設工事に着手しまして、9年度、2か年でリサイクルセンターの建設工事を終えまして、10年度が開始予定でございますが、これをなるべく早期に持っていけるように進めていきたいと存じます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続けて総務課長。

○総務課長（高野秀男君） おはようございます。

それでは、私のほうからは、防災行政無線の不具合についてご説明いたします。

3月2日土曜日に、私のほうに住民の方、シルバー人材センターの方がちょうど日直をしております。土日、日直をしております、何件か防災無線が聞こえないというふうな情報があったということが私のほうに耳に入りました。それで翌日の日曜日、3月3日に、役場のほうで何かもしかしたらこれ、防災行政無線のシステムに不具合が生じているんじゃないかというところで、向こうの業者のほうにも今何件か防災無線が聞こえないというふうな情報が入っているというところで、まずはシステムの不具合が生じているんじゃないかというところで確認をしてもらいました。

内容的には、町のほうの防災無線から消防本部のほうに直接、試験的にちゃんと無線が通じているのかというところを確認しましたところ、そこは異常がございませんでした。また、町のほうの放送する際の設定についても、再度、再三確認しましたがけれども、そちらのほうも異常はなかったということになりました。

当初は、不感地帯というところで、もしかしてそういったものが原因なのかなというふうなことも疑ったんですけども、昨日になって、多くの方から電話のほうも30件ぐらいあつ

たと思います。聞こえないというふうな情報がございまして、戸別受信機の故障をやはり疑って交換に来られる住民の方もいらっしゃいました。

それで、システムのエラーもないというところで、考えられるものとしまして三原中継局のほうに、そこがもしかしたら何か異常が発生したのではないかとというところで、業者の方に確認に行っていただいたところ、アナログの固定系のスリーブアンテナ、要はアンテナですけれども、棒状のアンテナがあるんですが、そこが破損が認められました。その関係で、今ちょうどデジタルの戸別受信機の交換をしているんですけれども、デジタルの戸別受信機のほうは正常に聞こえてはいるんですが、アナログのほうで一部聞こえていないところがあるというところが認められました。

そういうことで、急遽、島外の業者のほうに修繕のほうを依頼しまして、今日、1便で業者のほうが来島しまして、そちらのほうの補修をする予定です。補修のほうが順調にいけば、本日から防災行政無線のほうは、デジタルは聞こえるんですけれども、アナログのほうのまだ交換されていない方のほうも受信ができるようになるかと思っております。

今日、業者の方が来て、またその報告を受けて、きちんと放送されるかというのは確認をしたいと思います。住民の方には、防災行政無線が聞こえないということで、大変ご心配、またご迷惑をかけまして申し訳ございませんでした。この場でおわびいたします。

○議長（山本忠志君） ただいまの報告につきまして、質問があればお受けしたいと思います。

最初に、伐採木処分場のほうの質問を受けます。次に、ただいまの防災無線のことについての質問をお受けしたいと思います。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 伐採木の処分に関して、条例のほうで中之郷埋立処分場の受入れ可能なものが伐採木等と書いてありますけれども、あの処分場に関しては安定型の処分場ということで、本来は形状が変化しないものというものが対象になっていますので、法令とずれている条例になっていたということになるかと思います。それがあるので、今後の議会の中で条例修正、変更の議案が上がってくると思うんですけれども、こちらに関しましては、やはりこれだけ伐採木が多い地域であれば、都会で考えるような伐採木の処分と明らかにその実態がかけ離れているので、なかなか実際にそれを当てはめて、最初から完全に伐採木の処分を埋立てをしてはいけないとか、あとは昔であれば野焼きでどうにかしていたのを、野焼きのほうは完全に駄目になって、次にこういう対応を取られたという現実があるのは重々承知

はしておりますが、ただし、やはり条例を上程する際に、適法性のチェックというのをきちんと今後はやっていただきたいなと。

そうしないと、恐らくそれを審議する議会のほうでも、当然、適法性を担保されているものとして審議しているという前提でやっているかと思いますので、もしかするとこれは施政方針のほうで申し上げたほうがいいかもしれないんですけれども、今後は、そういった条例等の適法性に関して、八丈町だと恐らく法務担当職員というのはいないと思います。これは小規模な自治体では恐らく持っている自治体はないというのが現実かと思いますので、例えば伊豆諸島の各自治体、皆さんでやる、もしくは東京都にそういった業務を依頼するといったような動きを使って、八丈町だけでは無理なことは重々分かっていますので、そういったことを町長のほうとしてお考えいただきたいんですけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長いかがですか。お願いします。

○町長（山下奉也君） そのような場所があれば、東京都等とも相談してやっていきたいと思っています。また、住民課でも、産業観光課と今から連携が図れるかどうかですけれども、そういう部分で、農業の面で処理の仕方ができるかどうかという部分も含めて、そういう部署があれば相談していききたいなと思っております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） それは当然やっていただくんですけれども、私が申し上げたいのはそういう仕組みづくりを働きかけてほしいと、その適法性のチェックに関して八丈町単独でできないのは分かっているので、そういう動きをしていただきたい。そうしないと職員も負担が大きくなりますね。そのときに担当した職員ですとか、そういった人たちが適法性を十分にチェックできるかという、それは無理だと思いますので、であれば町としてきちんとそれを外部のチェックを入れて、安心して職員が働けるような環境をつくるという意味でも、そこはどうか伊豆諸島間もしくは東京都の法務部門、総務局の法務部門に頼めるなら頼むという仕組みづくりを町長のほうから働きかけていただきたいという意味なんですけれども、そちらはどうでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 島嶼を含めてというあれがあるんですけれども、やはり八丈は一番雨も多いし湿度も高いということで、伐採木が大量に出るということで、島嶼の部分ではいろんな仕組みが違っております。そういう中で整合性を取ってやっていくというのは非常に難

しい部分がございます。

それと、国や東京都に相談すると、法律に沿った部分を強調されるということで、住民課長も、この対応では東京都にも行きまして、いろいろそういう相談もしているわけですが、やはり向こうは指摘する部分を強調しますので、どういう部分で島に合った処理の方法ができるかということを十分考えてやっていかないとだと思っていますので、そういう部署がどこにあるかですけれども、そういう部分も含めて、住民課長とも十分、調査、検討していきたいなと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、質問の答えになっておりませんで、私が申し上げたのは今回の伐採木だけのことを言っているのではなくて、条例制定全体に関して申し上げています。それから、当然ないので、新しくつくるための働きかけを町長がしてくださいというふうな意味で申し上げているので、ちょっと回答がずれていますので、その動きをしていただけないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長いかがですか。

○町長（山下奉也君） 動きは十分、今の住民課長も1 番議員さんの趣旨は酌み取っておと思いますので、住民課長と十分相談していきます。そういう方向ができればやっていきたいなと思っています。

○議長（山本忠志君） まだありますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ですので、私が申し上げているのは今回の伐採木の件ではないので、住民課長が対応するというのは、私の質問というか要望とずれているんですね。これは町長自ら、もしくはあえて部署を挙げるとしたら、もしかしたら企画財政もしくは総務課が担当すべき話であって、今回の伐採木のことを申し上げていないんです。ほかも含めて、各種条例等の制定をするときに、きちんと適法性をチェックする体制を、内部だけでは対応できないので、そこを担保する仕組みをつくってくださいということです。そのところの話を、論点を変えないでいただきたいと思います。

○町長（山下奉也君） 今、伐採木の話だったので、伐採木のほうに向いていったんですけれども、そういう部分がですね。ですから昔は、昔はと言ったらあれですけれども、条例も結

構みんな勉強してやりましたけれども、そういう部分含めて町全体の条例について、そういう部署といますか、そういう部署を中心に、やっぱり島に合ったものがあるかどうかという部分で、伐採木だけでなく町の条例体制や、そういう意味で専門家の意見を聞くような体制が取れるようにしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） 今日は、皆さん中之郷の火災について非常に心配されている方々が傍聴にいらっしゃったと思うんです。今回の議会はこれを聞いている方はいらっしゃると思うんですが、どういうふう to 今後、この件について、伐採木の持込みが駄目だとか、今後どういうふうにしていくかについて、住民へのお知らせはどのようにされるか教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 今議会で、議会の皆様のご理解を得られれば、当然、有明興業さんにすぐにでも特例を切ってですか、クリアするような形の届出をとというようなことでアクションを起こしたいと存じます。

住民の方には、4 月の広報等で記事のほう、受入れのほうを、もうできませんというようなことで、記事案は今もう書いておるんですが、それも当然議会の皆様のご理解を賜らなければその記事の差し替えというのものもあるんですが、現実的には中之郷処分場受入れは不可なのは間違いないので、それはまず 1 点。それのほかに、有明興業で代替措置として、伐採木有料になりますけれども、受入れが可能かどうかというのを記事としては私どももチャレンジしまして、ご理解賜るだろうというようなことで、有料化の記事を一応、今は案として載せております。実際は、最終原案の原稿案のほうで間に合えば、当然修正もあり得るというような今の状況でございます。

○議長（山本忠志君） ほかに。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 分かりました。よろしくお願いします。

非常に今懸念されるものとしては、有料になって、なかなかこの全部を引受けられないようなことが発生する可能性もあると思うんですね。自宅のところに置くとか、そういうことに関しては、自宅というか大きな畑とか、そういうことに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一応、法律の規制に基づいて我々も動くということで、野積みの

例えば高さ制限等規制がありますので、そういったところがあれば、当然ご指導のほうをさせていただくことになるんですが、自己処理というものも法的には認められておりますので、そういった範疇の中では、そういったご家庭が多分増えるんだろうなというのは私どもも推測しております。実際に2,500トン、雑草を入れて、中之郷処分場、毎年度大体受け入れてきたわけですが、有料化になって2,500トンがそのままイコールで搬入されるというふうには思っておりません。当然、8番議員がおっしゃるように、自己処理される方、私どものほうの搬入、有料化の搬入をされる方、いろいろいらっしゃるかと思うんですが、野積みでもし危険な位置まで高さを積み上げた場合には、そういったほうの法令にのっとって指導のほうはしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

10番。

○10番（山下 巧君） 以前質問しましたけれども、島中の伐採木を中之郷1か所に集めること自体がちょっと異常なことで、坂下から持っていくのは距離的にも大変だということで坂下にも欲しい、そういうごみを分散してほしいと言ったんですけれども、法律的にそれは駄目だということで、今の状況になっているわけです。そこを、島ならではの事情を説明して、坂下は坂下地区でも捨てられるところを探すと。坂下で分散していけばこのような大きなことは起きないんじゃないかと思いますが。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 今までのような、伐採木を例えば町有地、坂下、坂上であろうと置くと、廃棄するというような形の方法は、もう取れないというのをご理解願いたいと存じます。

○議長（山本忠志君） 10番。

○10番（山下 巧君） これを全部クリーンセンターで処分すると、あそこの負担も大きいですね。ですから、できるだけ細かく埋立てできるところ、そういうところを何とかできないですか。法律で駄目だというよりも、八丈独自の何か交渉してください、国のほうに。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） すみません、我々行政は、一応法令にのっとって仕事をしなければならぬので、お気持ちは十分分かっておりますし、私どもも過去に不適切な運用をしておったのは事実でございますが、やはり法令にのっとって事業を進めていかないといけない

ということで、伐採木の埋立てということはもうできかねるということでご理解願いたいと存じます。

○議長（山本忠志君） 10番。

○10番（山下 巧君） 法令を守るがために島の生活がうまくいかないと、挙句の果てこんな事故も起きるということになるので、その辺を何とか島の事情というのを説明したらどうですか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 法令を島の事情に合うように、逆に法律のほうを変えていただくのは皆さんのお力だと存じますので、私ども行政は法律にのっとってしか事業を行えないということで、ご理解願いたいと存じます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 議員間討論になってしまうんですけれども、それはやめたほうがいいですか。

○議長（山本忠志君） じゃ、これから議員間討議に入ります。
どうぞ。

○1番（真田幸久君） すみません、今の件なんですけれども、基本的に憲法があって、法令があって、条例があるので、今申し上げた順番に、一番憲法が強くて、次が法令で、次が条例なので、条例というのは法令を超えて決定することはできないというのは、それはもう決まっていることでして、私が先ほど申し上げましたように、その中でも八丈はかなり伐採木多くて、現実に苦慮した結果、法令に適法ではない形で条例が制定されて、それが運営されていて今回のようなことが起きたということなので、それを八丈島の事情だからといって変えられるのであれば、皆さん恐らく全国どこでもそういう対応をしているんですけれども、できないものはできないということを分かった上で、どういうふうに改善策を考えるかというのが議会の役割だと思っていますので、そういった意識で対応していただければありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 10番いかがですか。コメントありませんか。

○10番（山下 巧君） そうですね、これ、まず法令を守らなくちゃいけないというのが課長の立場ですけれども、前の質問で、絶対駄目だと言われたとき、これおかしいなと思いました。ぜひ何か今後、今度委員会もつくるようなので、その部分で検討していきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ただいまの1番議員の発言に対して討議したい方はございませんか。
（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、この件に関する議員間討議はこれにて閉じさせていただきます。

そのほか伐採木処分場に関する報告に対する質問ございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 八形山に、リサイクルヤードですか、小さい枝なんかを持ち込めるかと思うんですけれども。火災が起きてから中之郷の処分場、閉鎖をしていますが、大分量は増えたんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 昨日チェックしにちょうどおったんですが、まだまだ容量等は大丈夫です。中之郷処分場が閉鎖になってから、物すごい量が増えたということはないです。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） たしかあそこは日曜日だけの受付ということでされていると思うんですけれども、今後恐らく、PRも含めてちょっとお話を住民の方にしていただければ、有明に持ち込む量が多少なりとも減るのかなというふうにも考えます。

あそこは一応今、リサイクルヤードについては無料で引き受けていらっしゃると思いますが、チップにしているんですよね。そのチップの行き先というのはどうなっているか教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） チップは、向かって右側のほうに細かくしたやつを自由にということで、日曜日の従業員がいる間に、農家の方が持っていきなり、日曜農園をやられる方が持っていかれるなりというような形で流れております。

リサイクルヤードの伐採木無料というのは、住民の方にご苦労していただいて、20センチ・120センチに切っていただくという条件で承っているということです。これを、そこを有料化するという考えはないですし、また、平日やりますと、事業系の一般廃棄物としての伐採木というのは、ちょっと趣旨が違うのかなと思いますので、そこを拡大するというような形では考えてございません。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） 今までやってこられて、そういう形でどんどんこれから進めていただければと思いますが、せっかくなので、やっぱり持込みもこういうものはいいですよと、それから、せっかくチップを作るんですから、それをもっとどんどん活用してくださいという形で広報していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 4月の広報案では、そういったことも含めて伐採木20センチ、直径20センチ・120センチはリサイクルヤードへ、5センチ・50センチ以内でしたら新クリーンセンター集積場というような形で、お一人、1世帯2袋までというような形でご案内を予定してございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですね。

2番。

○2番（浅沼隆章君） すみません、関連になります。

今、八形山のほうが日曜日ということだけでやっていますけれども、今、住民のほうに多大な迷惑をかけているということもありますので、毎日とは言いませんけれども、例えば週もう1日ぐらい増やして、受入れの体制をし、リサイクルヤードができるまでとか期間限定でもいいので対応できないかどうか、お願いします。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 6年度の予算には計上しないので、すぐにというような形ではないのですが、ちょっと検討をさせていただきたいと存じます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、もう一つの報告、防災無線の不具合についての報告がございました。これについての質問ございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） アナログの設備の不具合によるトラブルということなんですが、もう既にデジタルの対応できる受信機の配布とか装備できていると思うんですが、この普及率はどれぐらいいっているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今時点で、大体1,300台ほど配布はしております。割合からする

と30%ぐらいの配布状況かと思います。デジタル無線の戸別受信機の配布につきましては、広報と、また自治会の集まりの場でもお知らせはしているところなんですけれども、まだまだ交換が遅れているというところがありますので、引き続きデジタル無線の戸別受信機の交換につきましては周知したいと思っております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 防災無線ないと本当に不便なんですよ。いざというときに大事な設備なので、もし全世帯分、受信機がもう準備されているのであれば、極力早く移行するように進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） これまで広報、また、住民の方が集まる場での周知だったんですけども、防災無線を通じても積極的に周知のほうを図っていききたいと思います。

○議長（山本忠志君） 9番、どうぞ。

○9番（浅沼碧海君） この防災無線の不具合について、私自身、この議会に出ていなければ恥ずかしながら知らなかったです。この不具合に対して、いまだに気づいていない住民もおられるのかなと思います。今、X等をちょっと拝見したんですが、まだ八丈町からこの情報は流れていないのかなと思います。

こういったことは、もちろん今後もレアなケースとして起こる可能性もあると思います。中之郷処分場の件も、一部の住民からは、防災無線や八丈島のXではコピーペーストで同じ内容を伝えているだけで、情報の更新がないとご意見をいただきました。処分場の件は、後日、ホームページ等で詳細は出しましたが、この件も、住民に対して適切な周知が必要であると考えておりますが、ホームページ等、状況の説明を行う予定はあるか、もしくは早急にこの情報を流す必要があると思うんですが、その辺教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） まず、防災無線の件ですけれども、先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、実際に不具合の原因として不感地帯というか、もともとその聞こえづらくなったという故障の原因を最初に疑ったというところがありました。それでシステムのほうは異常はないというところで、それ以外の原因だろうというところで、昨日になって住民の方からのそういった問合せがあったというところで、まずはその原因究明を昨日は行ってございました。その原因が分かったのが夕方になってからのお話でしたので、また防

防災無線等でそういった不具合のお知らせをするにしても、やはり聞こえない世帯のこともあるというところで、昨日の時点ではそういった周知のほうはしておりません。

また、本日、防災無線の実際修繕のほうをやりまして、きちっと聞こえるような状況になれば、また何かしらの報告はしたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 10番。

○10番（山下 巧君） 防災無線は、壊れるとか不具合というのはあつてはならないことです。今デジタルに移行したわけなんですけれども、かなり高額メンテナンス費用を町は払っていると思うんですね。その割には、壊れた後の対策が遅過ぎるんですね。本当、1分1秒を争うぐらいきちっと整備をしていただきたいわけなんですけれども、これはメンテナンス費用というのはもうアナログ終わったわけではないですね、両方とも入っていると考えていいですか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 現在は、デジタルとアナログ両方、運用してございます。メンテナンスにつきましては、毎年、実施しております。今年度ももちろんメンテナンスのほうはしているんですけれども、今回の破損したアンテナがこういった状況で破損したのかというところはきちっと検証していきますし、今後このようなことがないように気をつけていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにてただいまの報告に対する討議を終了したいと思います。

◎諸般の報告

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第3、諸般の報告を行います。

月例出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

陳情書については、2月27日開催の議会運営委員会において審議の結果、議員配付と決定いたしましたので、お手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

山下町長。

○町長（山下奉也君） それでは、行政報告を行います。

12月議会以降の行政報告でございます。

12月13日ですが、東京都の離島航空路地域協議会、これは全日空の赤字路線の国の補助の適正化の会議でございます。また、その後ですけれども、東海汽船との打合せがございました。これは、山崎社長とお会いしまして、東海汽船も赤字が続いているということで値上げしたいという話がありまして、その点でお話を伺ってございます。

14日ですが、島嶼町村一部事務組合の定期監査に出席してございます。また、その後は、東京都海区漁業調整委員会に出席。

12月15日ですが、土地改良事業団体との打合せ、総会に向けての打合せを行ってございます。

12月25日、東海汽船のコンテナを視察してございます。これは商工会等からの冷蔵コンテナの製作についてお願いがありまして、やっと実現したということで、完成品を視察してございます。

12月26日ですが、離島振興予算対策合同会、また、予算要望活動を実施してございます。

1月12日ですが、赤十字奉仕団の東京都支部委員会に出席してございます。

1月19日と20日ですけれども、神田の小川町雪だるまフェア、これは商工会が群馬県の嬬恋村と交流がありまして、そういう関係の雪だるまフェアに出席してございます。

1月24日は、島嶼町村会の打合せ、また、港湾関係の新春賀詞交歓会に出席してございます。

続きまして、1月25日ですけれども、多摩島しょ振興担当部長との打合せ、また、先ほどコンテナのお話を話しましたけれども、これが流通効率化事業協議会ということで、島嶼全体で冷蔵コンテナを製作するという会議でございます。

また、1月26日には、パナソニックのパナソニック株式会社を訪問、また、令和5年度、第4回東京都町村長会議に出席してございます。

28日には、八丈島郷友会の新年会に出席しました。

30日ですが、北方領土の返還を求める都民大会に出席してございます。

また、2月9日には、HATの取締役会、2月13日ですが島嶼町村会の打合せ。

また、2月14日は、国土政策局長との意見交換会、全国離島振興協議会の正副会長会理事会、また、関係予算の要望等に出席してございます。

2月19日、東京都振興公社理事会、また、島じまん2025の実行委員会、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会、島嶼町村会定期総会に出席してございます。

2月20日ですが、東京都土地改良事業団体の理事会通常総会に出席しまして、午後は自治研修、また、自治功労者表彰、東京都町村長会議等に出席してございます。

以上です。

◎施政方針

○議長（山本忠志君）　続きまして、日程第5、施政方針を山下奉也町長より述べていただきます。

質問ですか。質問どうぞ。

○1番（真田幸久君）　すみません、いつ見ても行政報告、かなり上京する回数が多いんですけども、例えば1件、1月19、20に千代田区の神田小川町雪だるまフェアに2日にわたって行かれていますので、多分これはこの日程のためだけに上京しているのかなというふうに見えますけれども、もしそうだとすると、私はちょうどこのとき上京していたので、このフェアにも見に行きましたし、もともとこの近くに長く住んでいたので何度も見たことがあります。このフェアというのは、この会議室よりちょっと大きいぐらいのスペースの公園に、8割ぐらいは長野県から雪を持ち込んで、子供が雪に触れてというようなところを含めて、長野県の観光地のアピールというようなものが主たるイベントだと私は認識しています。その中で、自治体、八丈町を含めて3つぐらいのブースといいますか、そういったものが並んでいるという状況なんですね。活動自体私は悪いと思わないんですけども、ここに町長が行く必要はあるのかというのは私は若干疑問を持っています。

ほかの予定と併せてこのスケジュールが組んであるのであれば、ある程度問題ないかなと思いますけれども、一方で滞在費も町の予算から出ているわけなので、ちょっと上京の回数が多いというのが私の認識ですので、もう少しめり張りをつけて、本当に必ず行かなければいけないものなのか、もしくは、行くのであれば、例えばもっと現場に近い人を行かせて、そういった意味でも人的交流をほかの自治体と持ってもらうとか、そういったことのほうに予算、旅費のほうを使うべきかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君）　山下町長。

○町長（山下奉也君） これは群馬県の嬭恋村ですが、そういう意味で商工会と長い付き合いがございまして、その日の２便で行って、次の日の最終で帰ってきたわけですがけれども、そういう交流といいますか、そういう部分を深めたいという部分もありまして、長々続いていたという部分がありますので、そういう部分で、その旅費の削減という意味では今後考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

８番。

○８番（岩崎由美君） なかなかこの行政報告について質問する機会がなかったんですけども、いろんなところに行って、いろんな方とお話しされたということは分かるんですけども、どんな成果があったというか、どんなことをお話しされたのかというのを口頭でもいいので一言付け加えていただければ。例えばパナソニックに行ってどんなお話しされたのかな、八丈とどういう関係があるのかなと、そういうのもちょっと、できれば知りたいかなと思うので、成果というわけではないものもあると思いますけれども、内容、それから、やったこととか聞いたこととか、そういうことについて一言付け加えていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 今後の報告の在り方ということですね。

○８番（岩崎由美君） そうですね、はい。

○議長（山本忠志君） 町長いかがですか。

○町長（山下奉也君） はい、分かりました。

（岩崎議員「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（山本忠志君） これからはもうちょっと丁寧な説明をということですね。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

６番。

○６番（金川孝幸君） 今のパナソニックの件なんでけれども、これは副町長も別の日に行っていると思うんですけども、特別何かパナソニック、一企業に町としてお願いするようなことがあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 私がパナソニックさんと富士通さんに行きました。

前回、全協のときに富士通さんのお話をしましたけれども、サステナで、実はパナソニッ

クさんが顔の認証の関係をやっていらっしゃいます。それから、富士通さんは、これからA Iの関係でもしかするとお付き合いが出てくるというところなんですが、私が行ってお話をしたのはこの間の全協で言ったことです。2点お話をしてきました。

1点目が、企業版のふるさと納税をお願いしますというのがありました。企業版ふるさと納税を八丈町で制度化しましたけれども、いまだ実績が実はありません。我々として、いろんな機会を捉えて、以前も、巧議員のご質問にも答えたように、町長とか私がトップセールスをしなければいけない場面とかいろいろあると思います。今回のように、企業版のふるさと納税をお願いするというのが、今回私が行ったものの1つ目です。

2つ目が何かというと、以前から職員不足の話がありました。職員不足のときに、我々として正規の職員の募集はもちろんのこと、いろんな職員の形態を活用して今の人手不足を何とか補おうとしている中に、みずほ銀行さんもそうですし、それから、多分12月の議会で町長がお話したのではないかと思います、防災のコンサルタントのオリエンタルコンサルタントさんから、企業からのいわゆる研修派遣ということで職員を派遣していただいて、それぞれいろんな部署で活躍していただいているという、そういったこともやっています。

今回は、パナソニックさんも富士通さんも非常に八丈町に興味を持っていただいている企業さんでしたので、ふるさと納税と職員の研修派遣ということで、社内での検討をお願いしますという、この2点をお願いしに行きましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の件で関連してなんですけれども、そういった形で動いていただくのは悪いことではないと思うんですが、ただ、例えば町長、副町長がピンポイントでそういう活動をするのではなくて、町全体として職員をどういうふうに手当てしていくのかとか、そういったものをきちんとつくった上でやっていただきたい。

例えば、今、G o v T e c h 東京という形でI T人材を東京都がどんどん派遣しますよと、国も関連しているのもたしかあったと思いますけれども、そういったものも含めて、今八丈町の職員の中でどの部分が足りなくて、どういった人材が必要かということをきちんと整理して、いわゆる上層部だけで持つ、もしくは町の職員の中だけで持つのではなくて、住民に対しても今どういう状況なんだと、なのでこういう仕組みをもって町の組織をつくり直す、もしくは改善していくことをしていきたいといったことを踏まえてやっていただきたいと思っています。

なぜならば、そういった面で町の職員よりもよっぽど知識を持っていらっしゃる住民の方も当然いらっしゃると思いますので、そういったものも出してくれば、いや、こういったやり方があるんじゃないのといったような意見も出てくる可能性もあるかもしれません。可能な限り民間の意見も吸い上げるようなものをつくる上でも、町として何をしようとしているのか、実際何をしているのかというのは、ほかの県も含めて積極的に開示していただきたいなと思うのと、あと富士通は、今日の朝のニュースでもやっていましたけれども、イギリスのポストオフィスの件で、それなりの賠償の責任を負わされる可能性が高い。要はガバナンスがなっていなかったということです、そういった面も含めて、あまりこの時期、積極的に動くのはいかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今のご提案は、私どももごもっともかなと思っています。ただ、やっぱり今、毎月職員の採用試験をやらなければいけない状況であったり、いろんなところのいわゆる職員の形態を使いながら、また後でも出てきますけれども、地域おこし協力隊とかいろんなことを活用しながら、どこまで職員の不足を補えるかという、今非常にぎりぎりの状態でやっていますので、そういった中でのわらにもすすめるような思いでの活動ということで、ちょっとご理解はまずいただきたいなと思います。

これから、どこの部分が足りないかとか含めて、町の人材確保についてはこういうふうにしなくちゃいけないというのは、もちろん考えていかなければいけないことだと思います。

それから、あと富士通さんの件、今回、今日の朝のニュースが出る前から、これは出ていました。我々もそれは懸念をして、先方さんにちゃんと今回の件はどういうことですか、それが例えば私とお話をする部署ではどうですかというのも投げかけをしています。当然ながら先方さんとしては、今回の件はイギリスというところで起こったことであるということと、会社としては、やはり大きな会社ですので、また別会社のお話というところではあるんですが、そのところは会社としての対応というのがあるので、改めてお話の整理ができた時点で報告をしますよということで、ご回答いただいています。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 富士通に関しては、今回のイギリスの件以外にもいろいろあったというふうに私は記憶していますが、それも含めて本当に適切な先ですかということは、きちんと慎重に考えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 回答はよろしいですか。

それでは、ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、ここでちょっと休憩を入れたいと思います。

ただいま10時ですので、10時10分から再開いたしますので、時間までにお戻りください。

(午前 9時58分)

○議長（山本忠志君） それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

(午前10時10分)

○議長（山本忠志君） 日程第5、施政方針を山下奉也町長より述べていただきます。

山下町長。

(町長 山下奉也君 登壇)

○町長（山下奉也君） おはようございます。

令和6年第1回八丈町議会定例会の開催に当たり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、先ほど報告がありましたが、中之郷埋立処分場、2月2日の出火に際しましては、町民の皆様に多大な不安とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。長期間にわたり、消防団や警察署、関係機関の皆様には消火活動にご尽力いただきましたこと、深く感謝しております。

今後、中之郷埋立処分場での受入れは困難となり、クリーンセンターなどでの受入れ基準を超える伐採木につきましては有料となりますが、現在、処理業者と受入れ態勢を準備しております。町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしますが、受入れ態勢が整い次第、改めてご案内をさせていただきます。

さて、これまで3期12年での町政の取組につきましては、議員の皆様、町民の皆様のご支援とご協力を賜り、各分野において成果が出てきたと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、一次産業や観光業など多大な影響がありました。

新型コロナウイルス感染症対策では、地方創生推進交付金を活用し、影響を受けた事業者の方々への支援や、経済対策として水道料金の補助を実施しました。5類へ移行されたことにより、最も影響の大きかった観光業に関しては、コロナ禍前の観光客数に戻りつつあります。コロナ禍後の新しい島づくりのために職員と一緒に取り組んでいきます。

避けられない大きな課題である人口減少問題への歯止め政策として、地場産業である農業・漁業の振興を図り、観光産業などの島内資源を結び、後継者対策として新規就業者への育成支援、農業・漁業の基盤整備支援、観光業では、八丈島の自然、食、文化、伝統など特色を活かした観光振興により、将来の担い手に町づくりを託せるよう進めていきたいと考えております。

来年度は、町制施行70周年の記念となる年となります。町民の皆様が様々なイベントなど参加していただき70周年を一緒に祝い、盛り上げていきたいと思っております。

また、今年には名誉町民である團伊玖磨氏の生誕100年であり、70周年事業のメインイベントとして團伊玖磨氏が残した音楽を町民の皆様に広く知っていただくため、記念公演を実施します。

これまで、様々な施策を駆使し、議員の皆様、町民の皆様とともに取り組んできたところではありますが、人口減少、少子高齢化、財政状況など、本町の置かれている状況は依然として厳しい状況です。

そのような中、自治体、民間企業においても人口減少社会への対応を迫られています。そのため、適応政策としてデジタルトランスフォーメーションを今、八丈町が推進している東京宝島サステナブルアイランド創造事業で活用し推進することで、八丈町も現代社会の流れに遅れることなく、未来の八丈町を担う世代へつなげてまいりたいと考えております。

また、近年の災害は激甚化しており、能登半島地震におきましても、甚大な被害をもたらしました。八丈町として町民の皆様の生命・財産を守るため、災害への備えは大きな課題であり、減災を意識しながら、「自助」「共助」「公助」を踏まえ防災計画を確認、改善し、防災体制をさらに充実させるため、積極的に事業展開を図ります。

近年は町職員の退職者もあり、定員不足となっております。それぞれの理由がありますので難しいところはありますが、今後は退職者との時間を設け、理由などを把握し、改善できる場所があれば対応していきます。

今年度は採用者の年齢の見直しや経験職採用も取り入れ、採用者も増えております。年齢の高い職員も増え、今後は、これまで以上の職員間のコミュニケーションが必要であると考えております。コロナも5類に移行され、コミュニケーションもこれまでより取りやすい環境になりました。引き続き職員採用に取り組むとともに、コミュニケーションを取ることで、役場内部の立て直しを図ります。また、退職者を減少させることが最も重要な課題であると考えており、役場内部の職員間の意見を集約できる体制づくりに取り組みます。

そして、八丈町基本構想で掲げております「住民が主役の町」「島を生かす町」「歴史と文化を生かす町」「クリーンアイランドを目指す町」の4つの柱を基本方向とし、持続可能な開発目標の考え方を取り入れ、「ともに支えあうあたたかい町」を将来像として定め、町民の皆様と行政が協働することで、新たなまちの魅力を創り上げることを目指してまいります。この基本構想に沿って、「都市基盤」「生活」「文化・教育」「産業」「行財政・機構」と項目を分けて施策を分類しておりますので、この項目に従い主要な施策について申し上げます。

主要施策についての都市基盤ですが、基本構想の「都市基盤」の項目では、「独特の気候、風土や人の営みなどの特性に立脚し、みどり豊かな町で住み続けられる環境」の整備について示しています。

サステナブルアイランド創造事業についてですが、事業最終年度となる東京宝島サステナブルアイランド創造事業は、総額2億9,600万円を計上しており、みずほグループと連携し、デジタル化による新たな取得可能なデータと既存データを分野横断的に集約・統合・分析できる環境整備に向けたデータ連携基盤の構築と、今後の展開も見据えた防災DX・観光DX・行政DX等、各種施策を実施してまいります。

次に、移住定住では、移住定住事業の促進を図るため、関係機関と連携し、「多摩島しょ移住定住相談窓口」や新規採用予定の移住定住担当地域おこし協力隊員を活用するなど受入れ態勢の強化に取り組んでまいります。

防災対応についてですが、地震・津波・風水害など、多様化する自然災害への対応について、町と関係機関などが連携した協力体制づくりに努めます。災害対応におけるデジタル技術の導入・活用を民間企業と連携し、災害時の迅速な情報収集など災害対応の高度化・効率化に引き続き取り組みます。また、5年計画の最終年度となる防災行政無線のデジタル化に伴う工事については、1億4,800万円となります。今後も計画的な維持管理を実施し、町民の皆様が安心して暮らせるよう努めてまいります。

土木・管財事業について。

道路改良事業においては、1億9,200万円を計上しています。災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を継続事業として実施するほか、藍ヶ江線など4路線の事業を実施します。また、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などの観点から無電柱化事業を推進してまいります。また、既存の町道各路線の適切な維持改善を図るため、長寿命化修繕計画に基づいた道路修繕を行うほか、地域住民の利便性、安全性、

観光振興、産業振興に考慮しながら、道路維持管理事業に取り組んでまいります。

庁舎管理事業については、安全かつ衛生的で持続可能な公衆衛生環境の維持管理に努め、感染症などの拡大防止に取り組めます。また、供用開始から10年を経過し、設備保全及び除草費用などの維持管理コストの増大という課題を踏まえ、経費削減を目指すと同時に、安心・安全な環境整備に取り組めます。

次に、町営住宅事業については、中之郷に粥倉団地を建設する予算2億5,100万円を計上しております。八丈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な更新及び適切な修繕を行い、八丈町基本構想の理念に基づき、入居者が健康で文化的な生活を送ることができるように、良質な町営住宅運営を目指します。

財産管理事業については、町の財政状況が厳しさを増していく中、総合的な財産管理コストの削減を図りつつ、未利用財産の活用または処分の方法を全庁横断的に検討していきます。

次に、消防団について。

各地域の消防団員が少なくなっていく中、女性消防団員の入団は増えてきております。今回の中之郷埋立処分場火災におきましても、多くの消防団員の方にご協力いただき、感謝しております。

令和6年度では三根分団ポンプ車の車両更新のため、2,700万円を計上しております。老朽化が懸念される車両にあっては計画的に更新を図り、災害対応に支障が生じないように努めてまいります。

消防施設について。

防火水槽整備事業として、耐震性貯水槽を2基新設します。また、消防本部の車庫建設事業として2,500万円の予算を計上しております。今後も、火災発生時の消火活動に支障が生じないように努めてまいります。

水道浄化槽事業について。

水道事業は、安全・安心な水を供給するため、老朽化した管路や施設の更新を行います。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及向上の啓発活動を図ってまいります。

一般旅客自動車運送事業についてです。

好調な観光貸切の需要に対応しながら、乗合事業、貸切事業ともに安全な運行に努めます。

次に、基本構想の「生活」の項目では、「町民の支え合いによる、いたわりの気持ちがあふれるあたたかい町」の実現について示しています。

廃棄物処理について。

令和３年度から５年度までの継続事業で実施した八丈町クリーンセンターは、総額39億5,000万円で、令和６年度から供用開始となります。長期間にわたり安全かつ定期的なごみ処理ができる施設として、八丈町に合致した廃棄物の適正な処理を図るとともに、廃棄物の発生抑制への啓発活動を引き続き実施します。

また、伐採木の処理につきましては、町民の皆様にご不便をおかけすることとなり、誠に申し訳なく思っております。今後、適正な処理方法について、早急に取り組んでまいります。

環境衛生対策について。

大量発生し生活環境に甚大な影響を及ぼしているアシジロヒラフシアリ対策として、薬品代1,500万円を計上しております。令和６年度も、引き続き一斉防除試験を島内全域にて実施してまいります。有効な効果を得るためには、町民の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、ヤンバルトサカヤスデやアズマヒキガエルなどの外来生物対策にも、引き続き取り組んでまいります。

保育園について。

子育て世帯のニーズに対応し、適正で安全な保育運営の充実を図ります。保育園に勤務する保育補助員を対象とした資格取得のための補助制度を継続するとともに、保育士の確保に努めます。

子ども家庭支援センターについては、子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施します。

生活福祉について。

物価高により厳しい状況にある低所得者への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、様々な臨時特別給付金支給事務を円滑に執行します。

高齢福祉について。

高齢者がこれまで培った知識、経験を活かし、地域を支える担い手として活躍できるように、シルバー人材センターの運営や外出の機会のきっかけとなる老人クラブなどの活動を支援します。

介護保険について。

第９期介護保険事業計画に基づき、高齢者が暮らし慣れた島の中で生き生きと安心した生活が送れるよう、健康寿命の延伸となるフレイル予防や認知症予防活動の取組を、関係機関

とともに適切に対応してまいります。

障がい福祉について。

関係機関と連携し、適切なサービスや医療給付の提供 に努めるとともに、より実態に即した支援を行うため、障がいを抱える方の現状や課題、ニーズを反映した障がい福祉を一層推進します。また、障がい者などの災害時避難行動要支援者の把握と個別避難計画作成への取組を進めます。

予防接種事業では、定期予防接種について安定的な運営を図るとともに、新型コロナワクチン接種については、国の動向を注視しながら医療機関と連携を取り、円滑に実施できるよう取り組みます。

保健・母子・健康増進事業について。

島外医療機関への通院交通費助成について、難病患者などへの助成回数を拡大し、2,000万円の予算を計上しております。また、がん患者のウィッグなど購入費の一部助成を継続して実施します。妊産婦や子供たちへの切れ目のない支援の継続と、養育者の負担軽減を図るため、家事育児サポート事業の充実を目指します。また、がん検診や健康相談などを引き続き実施します。

温泉事業について。

「ふれあいの湯」が開業30周年を迎えます。70周年記念事業と併せた計画も立てております。町民の皆様の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら計画的に施設の改修整備を実施します。

病院事業について。

町立八丈病院が掲げる「患者様に寄り添い、地域に根差した持続可能な医療を提供し、患者様の家庭、社会復帰への支援を包括して行う」という理念の下、医療従事者の確保に努め、医療レベルの維持を継続します。また、救急医療と島外医療機関との適切な連携により、安心感を与える医療を提供します。第二種感染症指定医療機関として感染症対策に全力で取り組みます。

次に、文化・教育についてですが、基本構想の「文化・教育」の項目では、「離島という地域特性を特徴として捉え、文化の香り高い町」の実現について示しています。

学校教育の充実について。

富士中学校校舎及び給食センターなどの教育関連施設の整備を、今後の八丈町の町づくりの構想に連携させて進めてまいります。子供たちの健全な成長を支える学校給食について、

子育て世帯を支援するため、令和6年1月から3月までの給食費を無償としましたが、令和6年度食材費として4,100万円を計上しておりますが、引き続き無償化を行います。

生涯学習と文化及びスポーツの振興について。

国の文化財に指定されている歴史民俗資料館は、再開に向けて6億8,400万円を計上しております。本館、新館の耐震補強工事や展示ホールの整備を進めてまいります。また、収蔵物展示のための展示工事、外構整備工事を行います。町民の学習やコミュニティ活動、スポーツ活動を支援するため、社会教育施設及びスポーツ施設の環境整備に努めます。

町制施行70周年事業として、團伊玖磨記念コンサートでは1,500万円の予算を計上しております。團伊玖磨氏が作曲して世界的に愛され親しまれている「夕鶴」を八丈町の子供たちが参加する記念公演として行います。

次に、基本構想の「産業」の項目では、「いきいきとした町づくりのため、地域経済の原動力である地場産業の振興」について示しています。

農業関連事業について。

基本計画では、農業基盤整備、農業者支援、富士牧野の整備などについて示しています。総合戦略の目標数値を累計しながら単年度の年間目標にすることで、検証、改善を年度ごとに実施できるようにするほか、成果を具体的に事業に反映できるよう改めます。

新規就農者の確保として、八丈町農業担い手育成研修センターの第8期生を1名受け入れます。研修センターでは、農業者の生産力向上につながる取組である農業DX技術を取り入れた施設整備を継続して実施するための予算4,700万円を計上しています。

農地の利用促進を図るため、農業委員会との連携強化に努めるとともに、地域の農業者との話し合いにより目指すべき将来農地利用を明確化する地域計画を農業経営強化促進法の改正に沿って作成し、さらなる農地の集約化に向けた取組を行います。

また、農地基盤整備では、三根河尻水路の改修工事で2億4,200万円や農地防災による中之郷銚子の口ため池改修工事3億200万円を計上し、継続して行います。

富士牧野関連として、畜産DX事業では2億円の予算を計上しております。電気・通信のインフラ整備と牛舎の整備を行い、牛体管理を遠隔で行う事で省力化と高品質化を目指します。

水産・商工振興について。

基本計画で掲げている基盤整備や担い手確保について総合戦略での評価方法の見直しを行い、より具体的な評価により成果につなげるよう取組を行います。水産振興では、漁業経営

の安定化を図るため、上架用船台や漁船給油システム整備の予算3,300万円を計上し、継続的な支援を実施します。後継者対策では、就業体験事業による新規就業者の募集のほか、生産者への支援を通じ新規就業者の育成・確保に引き続き努めます。

商工振興については、夏祭りなどコロナ禍前に行っていた各種事業の再開を中心に、八丈町商工会が行う各種事業の実情に合わせた対策に対し支援します。また、伝統工芸品である「黄八丈」の事業について、人材確保と生産力の向上に引き続き支援を行います。

観光振興では、旅行需要に関して団体・個人ともに回復の兆しが見えてきている中で、季節による旅行者の動向やターゲットを絞ったニーズ調査を基に、八丈島が旅行先の選択肢に入るよう継続した施策を行い、効果的な観光誘致につながる情報発信を強化します。

さらなる交流人口の増加を図るため、スポーツ合宿や企業研修などの誘致を東京都をはじめ、八丈島観光協会、八丈町商工会、八丈支庁など島内各関係機関と官民を超えて連携を図り、PRを効果的に実施します。

次に、基本構想の「行財政・機構」の項目では、「町民と行政が一体となって地域の発展に取り組む」ことが示され、広範な分野に触れています。

納税について。

基本計画では、行政のデジタル化や健全な財政運営について示しています。町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していくための重要な財源です。期限内納付の重要性を周知徹底し、財源の確保と納税秩序の維持に努めます。また、自宅などからインターネットを利用した納税が可能となる、共通納税システムの利用拡大を図ります。

個人番号制度・各種証明書等の交付について。

マイナンバーカードを含め、各種証明書などの交付に際し、本人確認を厳格に実施するとともに、個人情報の漏洩を防止し、適切な制度運用を図ってまいります。

国民健康保険・国民年金について。

国民健康保険は、東京都と連携して安定的な財政運営と事務の効率化を図るとともに、適正な税負担について、丁寧な周知に努めてまいります。国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

町制施行70周年記念事業について。

令和6年度は、町制施行70周年の節目の年となります。記念事業関連では2,200万円の予算を計上しております。この節目の年を町民の皆様とともに祝いし、記念の年にするため、町民の皆様にご理解、ご協力をいただき、各種行事などを計画的に行います。

以上、令和6年度の主な施策の概要について申し上げます。

来年度の各会計の予算額は、一般会計99億円、特別会計24億6,000万円、企業会計34億8,000万円、合計で約158億5,000万円となります。

人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況など、町を取り巻く情勢は厳しさが増しておりますが、安全で安心な町づくりの先頭に立ち、町民の皆様の暮らしを守り、次の世代へと引き継いでいくため、様々な行政課題に取り組んでいく予算となっています。課題解決のため、誠心誠意取り組んでいきます。

ここに重ねて議員各位並びに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。まして、施政方針といたします。

○議長（山本忠志君） ただいまの施政方針に対する質疑につきましては、内容が多岐にわたっているということもございますので、後日計画されております一般質問の際にその質疑をいたしていただければと思います。

特にどうしても、この場で質問しておきたいということがございましたら、二、三、時間の都合もございますのでお受けしたいと思いますが、何か質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 全体論の中で、最初のお話に町制70周年の行事というところで、團伊玖磨氏の関連コンサートを行うということに関しましては、これまでのいきさつも含めて、そのことに関して反対することはないんですけれども、一方で、八丈町というのは若年層も含めて、かなり音楽活動が盛んな島であるという現実があります。また、八丈町の伝統として八丈太鼓というのも存在します。ですので、過去にもイベントがあったかと思いますが、例えば打楽器をメインとした、そういった若年層を中心とした音楽イベントを行うなどといったことも記念事業として考えられないだろうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

そこで、例えば全部町がお金を出すのか、もしくは有志を募って、そういった方たちを中心になってそういう行事を行っていくといったようなことも含めて、今からでも間に合うようでしたら、そういった意見を募るといったようなことも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 今回いろんな、内部でも検討しました。執行委員会でやる事業とかは、團伊玖磨氏の公演につきましても、メモリアルコンサートとか、そういう部分はありますけ

れども、そういうイベントに冠をつけるかどうかというところでいろいろ検討しました。それで、実行委員会形式でやっているところがありまして、そこを町が70周年で冠をつけるのどうかとか、予算が増えているとかいろんな問題がある。60周年のときは花火なんかも、60周年でやって、幾らか上乘せして町が支援してという部分もありますので、そういう部分で文化関係は文化協会としてやっていますので、そういう中で出てくれば補正でというか、自分達が70周年、冠をつけてやりたいという部分があれば、できる限り、お祝いですのでやれればと思っています。補正でも。

○議長（山本忠志君） そのほかございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ議事を進行いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第6、議案第1号 令和5年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） それでは、議案を説明する前に、先だつての議会運営委員会でもお話をさせていただきましたけれども、この3月の議会の企画財政課の上程の関係に関しましては私のほうから議案の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、このような形になったことに関しまして、議員の皆様にご心配とご迷惑をかけたこととおわび申し上げたいと思います。

それでは、書類番号の2番ということで、一般会計の補正予算書をお願いいたします。

早速で申し訳ないんですが、1ページ目のところで、正誤表はないんですが、ちょっと修正があります。

条文で第1条があつて、第2項があつて、その次、本当は第2条とか第3条なんですが、申し訳ないです。これ第3条、第4条となつてしまいましたので、ここのところは第2条と第3条ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第1号 令和5年度八丈町一般会計補正予算。

令和5年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,806万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,619万5,000円とする。

(「第2条、第3条の文言省略」の声あり)

○副町長(山越 整君) 続きまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

省略をさせていただきます。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページ目をお願いいたします。

6ページ目の第2表というところが繰越明許費補正でございます。これは追加というところですので、繰越明許の今までお願いしていたものの、また追加になります。

総務費の部分では、定額減税の対応システムの改修委託264万円。民生費のところでは、非課税世帯等の臨時特別給付金の事業費で159万円。同じく、物価高騰対応重点支援特別給付金事業費では5,470万7,000円ということになります。

それから、衛生費のところでは、揚湯ポンプ購入ということで570万円あります。

上の定額減税のシステム改修は、年度を超えて6年度の、いわゆる住民税の定額減税ということに対応するシステムということで、改修を少しまだかかるということでの繰越しをさせていただきます。

それから、今、民生費の給付金関係ですね。こちらは、令和5年度でお金が入ってきたりとかしていますけれども、5年度中には終わらないという部分も含めて、6年度に繰越しをさせていただくというものです。

それから、最後の揚湯ポンプのところですけども、これは温泉の揚湯ポンプということで、昨年から、後ほど出てきますけれども、ふれあいの湯等でポンプの故障というのが多発しました。やはり、予備のポンプということで新しいポンプを購入したかったんですけども、いろいろ今の社会情勢上、今年度中には間に合わないということで、年度を繰り越して対応するということになります。

続きまして、第3表は、これは変更ということになりますが、債務負担行為の補正でございます。

12月の議会の補正で、広報はちじょうの印刷ということで、多分補正をしていただいたと思います。これは令和6年度分の広報ということになりますけれども、420万円で補正予算通していただいたと思いますが、やはり物価高等のそういう影響を受けまして、いわゆる再

見積り等した結果、72万7,000円の増額をしないとなかなかできないということで、令和6年度分で492万7,000円での広報はちじょうということで債務負担行為をお願いしたいというところでございます。

続きまして、補正の中身に入りたいと思います。

9ページをお願いいたします。

これは、ここから歳入です。

基本的には款項の項目ではありますが、3月の補正というのは基本的に今までの実績というので、実績に伴う減というのが基本になります。ただ、状況に応じてプラスも出ますので、そういったところの少し金額が大きめのところの減であったりプラスであったりというところを中心にご説明をしたいと思います。

まず、1款町税のところの2項の固定資産税のところになります。1,033万3,000円の増額ということで、これはコロナが5類になりまして、いろいろと事業活動が再開したということもあって、いろんな設備投資等行われるような状況になったということもあって、そのところでの増額分というふうにご理解いただければと思います。

これによりまして、固定資産税というのが令和5年度分の予算では、この補正後のところを書いてあります3億4,901万5,000円というのが固定資産税の、この令和5年度の予算現額になるというところになります。

続きまして、款の11款地方交付税というのがあります。この地方交付税の中で、普通交付税が4,025万2,000円の増額になります。これは何回か補正をしていると思うんですが、この地方交付税というのは、八丈町の歳入にとって約30%という大きな割合を占める収入の一つです。これが今回の補正によりまして、今回は普通交付税なんですが、特別交付税と合わせて補正後のところの数字に書いてあります28億2,977万7,000円というのが今回の令和5年度上の交付税の予算現額になります。

ただし、ちょっと今回は3月5日の補正でこういう補正予算を組ませていただいているんですけども、今後、国の動向、それから我々の予想としても、多分3月の末の補正、もしくは専決のところでは、恐らくこれが今度、特別の交付税のほうで減額になるんじゃないかというふうに思っています。これは、能登半島の地震によって国の財源をいろいろと振り分けをしなくてはいけないというところの部分で、この影響が恐らく各自治体に出てくるだろうというふうに予想しております。これが特別交付税のところでも恐らく影響が出るだろうというふうに思いますので、今現在、28億2,900万円ということでの交付税の予算現額になり

ますが、これは恐らく減額、また補正が出てくるのではないかという予想というふうにご承知おき願いたいと思います。

続きまして、14款の使用料及び手数料で、これは10ページになります。

10ページのところになりますけれども、衛生使用料のところ温泉の使用料というのがある、これが合計で1,349万1,000円の減額になります。これは各温泉の減額状況が書いてありますけれども、先ほどもお話ししましたように、ふれあいの湯とみはらしの湯で、昨年ポンプ故障で休業の期間がございました。特に、ふれあいの湯のほうが休業の期間が長かったということもあって、そういったところの影響と、あとは実績というところでの減額になります。1,349万1,000円減額しましたけれども、令和5年度として温泉のいわゆる使用料としては、3,017万8,000円分が予算現額というふうになります。

続きまして、15款の国庫支出金のところになりますが、これは次のページのところの国庫補助金のところになります。

総務費の補助金のところで、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、それとあとは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生交付金という3本立てがありますけれども、有人国境離島は歳出のほうでもう一回、再度改めてご説明をしたいと思います。

新型ウイルスのほうの臨時交付金に関しましては、非課税世帯に3万円を交付するという、これの追加の交付が出てきたというところになります。

それから、物価高の対応重点の支援金になりますが、こちらは同じく7万円を給付するという、その事業に対してプラスαの対象拡大というのが出てきました。対象を拡大するのは、住民税が均等割の世帯と子供の加算がされている世帯、こちらが対象が拡大ということになって5,220万6,000円分の追加交付ということになります。

続きまして、下のところの目で土木費国庫補助金のところがあって住宅費の補助金で、社会資本整備総合交付金で2,417万1,000円の減額があります。これも歳出で説明しますが、寺山団地の改修工事の不調というのがありまして、今年度は見送りをしますので、その分の歳入の減額というふうになります。

続きまして、次のページの12のところの都の支出金にはなりますが、項目的には次のページの13ページ目になります。

農林水産の補助金のところの農業費の補助金で、山村離島振興施設整備事業の補助金で7,550万5,000円の減額があります。これは山村離島の関係ですが、これも歳出のところで出

てきますので、歳出でご説明をします。

それから、すぐその下、節のところで市町村土木の補助金で4,137万円の減額があります。これは5路線対象路線があるんですけれども、5路線の見直しとか、それから増額、それからプラス事業費の見直しというので、減額のほうが多くなったということで4,137万円の減額になります。

それから、その下の公営住宅の整備費の事業の補助金の1,499万5,000円、これは、先ほど言った寺山の関係の不調による減額ということになります。

続きまして、このページの一番下の款のところの寄附金、これは次のページになります。

14ページ目で、一般の寄附金がありまして、ふるさと納税というところ、これが増額になっております。463万3,000円なんですけれども、ふるさと納税は幾つかの見直しというのが図られていますけれども、去年の9月にもまたふるさと納税のいろいろなルール的な見直し等がされるということで、そのふるさと納税のルールの見直し前の駆け込み需要というのがありました。そういったことでの金額の伸びというのがあるのと、それから八丈町がふるさと納税、今やっていますけれども、その返礼品に少し単価の高いもの、全日空のダイナミックパッケージという、いわゆる旅行の関係、そのパッケージであったりクーポンというのを返礼品に加えております。そういった返礼品を加えたことによって、ふるさと納税の単価が若干上がったりとか、個人の方々、非常にありがたいことで八丈町に多くのお申込みをいただいたということもあって、この増額というふうになっております。

続きまして、20款の繰越金になりますけれども、ここのところの前年度繰越金ということでマイナス1億3,278万6,000円というのがあります。これは、今年度ちょっと繰越しの関係で予算を繰越し、これは令和4年度から5年度に繰り越したという中で、予算書上、二重に計上してしまったというのがありまして、その二重に計上してしまった分を1回戻すという意味で、1億3,278万6,000円を補正をさせていただくというところになります。

それから、諸収入のところの雑入、これは次ページになりますけれども、次ページのところで雑入の中の多摩・島しょ行政手続オンライン化助成金というのがある、493万9,000円というちょっと大きな数字の減額になりますけれども、これは東京都の市長会から八丈町にいろいろなシステム関係の補助金、これは100%の補助金なんです、頂くという、そういった制度があって、その中で契約の差金と、それから申請はしたものの対象外になってしまったというのがある、そういった関係でのマイナスになっています。

今言ったように100%の補助ですので、この490万円がなくなって、どれぐらいの事業費が

残るかという、対象経費として認められたものでは、まだ1,275万2,000円というのがありますので、これはいろいろなシステムの改修であったりということで使わせていただくということになっております。

ということで、歳入の合計、補正前が114億6,425万5,000円、マイナスが1億9,806万円、補正後の数字が112億6,619万5,000円というのが歳入でございます。

続きまして、歳出になります。

歳出のところでご説明をするのは、まずは総務費の総務管理費の中で17ページになりますが、財産管理費があります。財産管理費の中の需用費で光熱費ということで610万円の減額がありますけれども、これはいわゆる庁舎関係の光熱費、主に電気代になりますけれども、国のほうが電気代の補助というのを継続していただいたことによって、八丈町としての負担が減ったということで、ここに光熱費の減額、上げさせていただいております。

続きまして、次のページ、18ページをお願いいたします。

目のところで離島振興費のところがあって、負担金補助及び交付金があります。これは雇用機会拡充の事業の補助金ということで1,200万円の減額になりますけれども、こちらは雇用拡充の補助金ということで、当初予算では1億5,900万円、これは対象の件数が15件ということで予算組みをさせていただきました。この予算組みをさせていただいて、12月でも補正をしたと思うんですが、さらにまた今回3月の補正で、結局3月補正というか、今年度対象の事業者さんが7件という形に今なっておりますので、その7件分を確保するというところで1,200万円分の減額をするということになると、予算現額としては、この雇用機会拡充に関しては7,350万円が予算現額というふうになります。

続きまして、次のページのところで、目で企画総務費があります。地域おこし協力隊の報酬で560万円の減額というのがありますけれども、地域おこし協力隊というのは、当初予算の計画上、6人で予算を組んでいました。6人なんですけれども、報酬で支払う地域おこし協力隊は5人分、それから、委託料で払う地域おこし協力隊は1人分というふうにしていたんですけれども、実績というか、今現在のところでは、委託料で払う地域おこし協力隊は1人ちゃんと確保されているというところなんです、報酬でお願いをする地域おこし協力隊に関しましては、今現在3人います。3人いますけれども、うちお一人が今、海外に自己研鑽に行っていますので、休職中ということになるので、実質は2人ということになります。ということで、計画人数の5人に達しなかったという部分の報酬の減額が560万円というふうにご理解いただければと思います。

続きまして、そのページの一番下が今度は町税費になるんですが、項目としては次のページ、20ページになります。

上の委託料のところ、定額減税対応システム改修委託料ということで218万1,000円があります。これが、先ほど言った定額減税をするためのシステムの改修費というところの補正になります。

続きまして、21ページ、次のページになります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担金及び交付金のところで、新型コロナウイルス感染症緊急対策経済支援水道料金補助金というのがマイナス447万8,000円ということで、ちょっと大きな金額になっていますが、こちらは今年の1月と2月に住民の皆さんに請求を出す、請求というか補助をする分の実績に伴って、1、2月分ではここまで達しなかったということでの減額になります。

水道料金というのは、この3月の請求分も無料になるというのがお知らせをしてあるところなんですけれども、この3月分に関しましては、物価高騰のほうの項目になりますので、今回はあくまでも新型コロナの対策で、水道料金の実績に伴っての減額がこちらというふうにご理解いただければと思います。

続きまして、次の次のページ、23ページをお願いしたいと思います。

民生費の続きになりますけれども、非課税世帯等臨時特別給付金というところの部分で、システム改修の委託料であったり、それから負担金補助のところでの増減がございます。このところは、いわゆる特別な給付金ということで3万円の部分であったり、7万円で対象が拡大したというところの部分の事業費の増減というふうになっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費のところで、委託料で138万7,000円の保健福祉センターの減額があります。これは、保健福祉センターを新型コロナワクチンの接種会場として押さえていた期間、夜間の貸出しというのをしていませんでしたので、その夜間の貸出しのときの部分のシルバー人材センターに管理をお願いしていたところ、その部分の減額というふうにご理解いただければと思います。

続きまして、26ページ目になります。

同じく保健衛生の関係のところの一番上の負担金補助及び交付金ということで、島外医療機関の通院交通費の補助金というので430万円の増額があります。これは当初予算で約1,700万円、島外交通費の補助ということで組んでいたところなんですけれども、この補正

予算を組むまでの間に、実績として毎月約160万円の実績になっていました。ということは、当初予算で組んだ1,700万円が、この年度末までに足らなくなるというところになりますので、その足らなくなるであろう部分を含めて430万円の増額をお願いしたいというところになります。

それから、続きまして27ページのところ、目で予防費があります。予防費の中で、委託料で予防接種の業務委託料で500万円の減額という、ちょっと大きな項目もありますけれども、これは予防接種の中身は子供さん向けの予防接種で、10種類この中に入っています。日本脳炎とか子宮頸がんとか、いろいろな子供さん向けのワクチンがあって、その予防接種の実績10種類分を足し上げて500万円の実績に応じた減額ということになりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、29ページになります。

目のところで、じん芥処理費のところでのまた増減があります。需用費で薬品代というところで390万8,000円の薬品代の減がありますけれども、これは旧クリーンセンター、今段階的に切り替えている最中ですが、旧クリーンセンターで使うであろう予定だった薬品代を減額してというところになります。新しいクリーンセンターのほうは新しいクリーンセンター分として組んでいますので、旧クリーンセンター分の実績で落としたというのが390万円ということになります。

それから、その何個か下の使用料及び賃借料のところ、機械借上げ料の657万4,000円があります。こちらは、今回の中之郷の埋立処分場でいろいろな機材、これは住民課として借上げというようなところの部分の657万4,000円の増額というふうになります。

続きまして、31ページになります。

今度は農林水産業費のほうに入りますけれども、款のところでは振興費、目のところでは農業振興費というのがあります。負担金補助及び交付金というので、マイナス8,053万9,000円というかなり大きな数字になっていますけれども、これは当初予算で2億2,506万8,000円、当初予算で組んでいるところになるんですが、この山村離島の施設整備ということで、農業関係のいわゆる組織、これは6組織あります。6組織に8件の補助を出すというところで当初予算を組んでいました。これが、それぞれの組織さん、それから、それぞれの件数の中で、事業の見直しであったりとか事業の取下げというのがありましたので、そのところの実績に応じて、この8,053万9,000円分の減額というふうになります。そうすると、予算現額は1億4,452万9,000円という、そういった数字になって、計画どおり進められているところへの

補助というふうになります。

こちらに関しましては、いわゆる東京都さんの補助が75%、それから町の補助が5%、そして受益者負担が20%というのが事業費に対しての財源の内訳になりますので、我々のこの補正予算書に載っているのは事業費の80%分の数字が、ここの歳出のほうの補正予算書に載っています。歳入のほうの補正予算書に載るのは、東京都分が負担する部分の75%になりますので、そういった数字の違いがあるというふうにご理解をいただければと思います。

続きまして、33ページになります。

項のところで住宅費、住宅管理費のところの工事請負費で7,293万5,000円というのがあって、寺山団地の外構改修工事ほかというのがありますけれども、こちらは寺山団地の外壁とかいろいろ改修をするというものだったんですけれども、住民の方からのいろんなご要望で、工事をいわゆる窓が開けられるような夏場ではなくて、窓を開けない冬の期間にお願いしますというご要望があって、いわゆる工事期間を冬場に設定していたんですけれども、今回、入札が不調になってしまったということもあって、この冬場で再度入札をしてどうこうということではなくするということで、今回は減額をさせていただくということになります。

それから、続きまして34ページ、消防費になります。

この消防費の中での常備消防費になりますけれども、職員の超過勤務手当、こちらは、先ほど来からの中之郷の埋立処分場の火災に関して職員の超過勤務というところがありますので、そういった部分をカバーできるようにということで、補正を組ませていただいております。

それから、消防団のお話がありますけれども、消防団は非常備消防費のところになりますけれども、今回は報酬とかの補正は今のところしていません。これは、今のところは、先ほど消防長から説明ありましたけれども、特別な手当は別としても、今のところ消防団の方への報酬というのは当初予算で、当初予算というのは基本的に通常の活動費用、それから夏季訓練であったり出初めというのも含めてトータルで費用を組んでいますので、今のところその部分で足りそうというので、今回はあえて補正をしていないんですけれども、特別な話に関しては消防長がお話ししたように、総務省消防庁さん等の考え方もあって、後からいわゆる遡及してという形ができますので、どういう出し方がいいのかというのを検討してからというふうになりますので、そこら辺のところはまた後日ご報告、お願いをしたいと思います。

続きまして、次のページの今度は教育費の関係、小学校費の教育振興費、これは、項目は

後ろのページ、36ページになりますけれども、負担金補助及び交付金のところで、東京都島しょ地域教育情報システムというのでマイナス600万円があります。これは中学校費でも同じ項目で600万円減額しています。ですから、教育費のところでは小学校600万円、中学校600万円で合計1,200万円減額しますけれども、これは東京都さんが小・中学校のいわゆる学校の中での財務会計であったり、スケジュール管理だったりというシステムを整備しますよという中で、八丈町の負担が当初はあるだろうということで組んでいたんですけれども、実際は東京都さんが全部負担をしてくれるということになりましたので、当初予算等で組んでいた八丈町分を減額するというご理解をいただきたいと思います。

続きまして、41ページの最後のところの予備費になります。

通常、歳入の予算と歳出の予算の差額等が出たときに、基金であるとかいろいろなところで調整を図るというところがありますけれども、今回は予備費、これをマイナス886万4,000円減額するというところでの調整にしていますので、そういった形で歳入と歳出の金額が均衡を図っているというふうにご理解をいただければと思います。

ここで予備費に関して、補正とはちょっと別になりますけれども、予備費を使わせていただくことに関してのお願いをしたいと思います。

先ほどからの中之郷の火災に関して、火災発生時に既にいろいろな対応をしなければいけないといったときに、例えば住民課の予算科目であったり消防の予算科目に科目がないところで、科目がないけれども、もう支払いの義務が生じてしまって支払いをしなければいけないというのが幾つか発生しています。これはミキサー車であったりとか、消防活動のために土地の整備をしなければいけないとかというのがあります。そういった部分を含めて、既にもう活動で費用が発生するようなどころに関して、しかも予算上の科目がないことに関しては、予備費で対応させていただきたいというご了解だけはいただければなと思っていますので、ちょっと予備のところではプラスαの話をさせていただきました。

ということで、補正前の金額114億6,425万5,000円、補正額がマイナスの1億9,806万円、合計で112億6,619万5,000円ということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） お諮りします。

一般会計の補正予算につきましては、初めに歳入について行います。後に歳出につきましては、款を分けて進行したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言なさる方は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようにお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

まず最初に、一般会計補正予算、1 ページから15ページまで、歳入についての部分についての質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 15ページなのですが、雑入の部分で多摩・島しょ行政手続オンライン助成金というのが減額になっていますが、これは100%の補助で残りが1,275万円あるという説明でしたけれども、これはシステム改修に使われるんでしょうか。それをちょっと確認したいんですが。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） この中にまた幾つかありますけれども、いわゆる、今、八丈町の中でシステムが幾つか動いていますけれども、基幹システムといった部分の改修が627万円分とかですね。それからあと、いわゆる伊豆諸島と小笠原諸島の共同化の事務とかというのが今検討が進んでいる中で、児童手当の部分に関して共同化のシステムに乗っかっているところがあります。ここのシステムに乗っかる部分の費用、委託料ということで214万8,000円とかですね。それからあとは、いろいろ働き方の関係もあって、我々は庁内でテレワークを試行的にやったりとか、それから、もう少しこれから進めていこうというときのテレワークの環境整備の委託金ということで433万円というところになりますので、この3つ合わせた金額が1,200万というふうになります。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 今、歳入のほうなんですけれども、歳出のほうで定額減税の部分と7万円給付の部分のシステム改修がありますよね。その部分に使われていると考えていいですか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） その部分とは別になります。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） この改修は、いろんな国の施策があったときに、システム改修を余儀

なくされますよね。その場合、国が全部その改修費を出してくれているんですか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 例えば、今の臨時給付金とかそういったことに関しては、国が100%持つというのはほぼないです。それは補助率とかが変わるというのはありますけれども、100%とかというのは、今はほぼないです。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 半分半分ぐらいですか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 細かいところは、またそれぞれのシステム改修でありますので、それはまた後ほど担当からお答えをするという形でお願ひします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） それと、もう一つ疑問なのが、いろんなシステム改修があるときに、同じ事業所がやっているのか、同じ会社が、それぞれのその科目に、科について違う業者がやっているのか、その辺はどうなんですか。同じあれなら少し節約できるとかあるかなと思ったんですけれども。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今、多分いろんなところのマスコミとかでも出てくるベンダーロックインという言葉、御存じかと思うんですけれども、例えば、先ほど言ったように八丈町で基幹システムを使っていますよといったときに、その基幹システムを使っている、いわゆる大本の会社さんが当然あります。その大本の会社さんにぶら下がっているシステムだと、当然その会社さんにお願ひをしないと、それが改修できないというのが非常に大きな自治体の悩みということになります。ただ、そこからまた枝分かれてして、違うシステムで違うメーカーさんであれば、また違うメーカーさんにお願ひするというのは可能なんです、この基幹システムに乗っかっているようなものであれば、そこでないとというふうになります。それがベンダーロックでございます。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ありますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の件に関連してですけれども、これは前回か前々回のときにも質問したんですけれども、だから歳入とは離れてしまいましたが、今の質問と関連して言うと、今回のシステム改修費というのは、実際にお金が回ってきましたと。それと各世帯の収入状況

というか、住民税非課税云々のところの突き合わせというか、そういったものの改修を行っているとは思っていますが、これは果たしてベンダーに頼むようなレベルの改修でしょうかというところがありまして、そういった意味では、通常であれば、これはいわゆる職員内部で十分対応できるような内容だと私は思っているんですけども、これは後で歳出のほうで質問したほうがよろしいでしょうか。どうでしょう。

○議長（山本忠志君）　いかがですか、副町長。

○副町長（山越　整君）　また私が答えるのもあれなんですけれども、そういったシステム改修、先ほども言ったように、基幹システムにぶら下がっているようなことに関しては、極端な話、例えば出力をする様式があったときに、そこの一文字を変えるだけでも、これはそのシステムの会社をお願いしないとなかなかできないです。今回のように、例えば給付金で対象世帯をとかというのは、力技でやればその世帯を抽出することはできますけれども、今回、国のほうでやっているように、3万円が出ました、7万円が出ました、今度7万円にぶら下がって給付の対象がぶら下って拡大しましたといったときに、どこか1つを力技で町の職員がやったときに、その後がつながらなくなります。これは、やはり一連のシステムの改修をやっていかないと、その最後の例えば出力であったり、対象者の抽出であったり、お知らせであったり、そこまでたどり着かないというのが今のシステムの現状になりますので。

ただ、やっぱり先ほどから言っているベンダーロックインというのは、かなりいろんな自治体で頭を悩ませているところで、その会社をお願いしなければ一文字でも変わらない。しかも、それに関しては、それなりのお金が取られるというのが各自治体共通の悩みになっています。

○議長（山本忠志君）　1番。

○1番（真田幸久君）　今回の件は、一文字変えるのに大変だというレベルの話では私はないと思っているんですけども、そこは私の認識は間違えていないかどうかの確認をさせていただきたいのと、まさしく今回というのは基本となるデータベースからデータを落として、幾つかのデータベースをつなぎ合わせることで通常対応可能なレベルの内容だと思っているんで申し上げているんで、今、副町長がお話しになったことは、ちょっと回答としてはずれている。今回の件に関しては、一文字を変えなきゃいけないという問題は関係ないんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君）　副町長。

○副町長（山越　整君）　一文字は極端な話ということでご理解いただければと思いますけれ

ども、いわゆる非課税世帯というところで行くと、税情報との突き合わせの問題とか、それから、あと課税をするということで均等割がどうだとかというのがありますので、その時々の対象者、それから、その対象者の中からまた均等割だとか、子供がどうだとかというのが条件的にいろいろな複雑な条件が絡み合って対象者を抽出するということになりますので、ここに関しては、やはりシステム的な対応が必要というところでの話ということでご理解いただきたいと。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） なので、それを今いる職員の方に全部やれと言うのは私も酷だというのは重々承知していますので、また最初のほうの話に戻りますけれども、この議会の。だからこそ、先ほど申し上げた、例えばG o v T e c hとか、そういったところでI T関係の人材をお願いして、そういった方にそういったところをまとめていただいて、どうすれば職員が仕事をしやすく、そのところに持って行っていただきたいので、個別個別に人材をどこから引っ張ってくるのではなくて、トータルでどういうふうに町の組織をつくり替えていくのかとか、そういったことを踏まえた上で対応していただかないと、結局、バンダーロックインと言いながら、実際にはその問題もあることプラス、あまりに業者に丸投げをしていることが原因ですので、そこは可能な限り人材を確保した上で、できるだけそれぞれの自治体の中で対応する組織、体制をつくることは、いわゆる町の経営者である町長であり副町長の責任であると思いますので、そういったことを踏まえて対応していただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） それは要望でいいですね。

ほかに歳入に関する質問ございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 14ページのふるさと納税についてですけれども、こちらは前々から拡大の方向をしたほうがいいんじゃないか、それは財源が厳しいという八丈町の情勢を考えると、財源の確保のためにということでお話をしてきました。そのかいもあってか、ANAのダイナミックパッケージクーポン等、入ったということで大変ありがたいなと思っております。

そこで質問なんですけれども、まず、このダイナミックパッケージクーポンというのが継続的に行われるのかどうかをまず質問したいと思います。お願いします。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） こちらのほうは継続していきたいと思っております。

今回、先ほど副町長からもダイナミックパッケージの関係で増えたというふうなお話もありましたけれども、今回お一人の方で高額にふるさと納税をやっていただいているという事例がありまして、お一人で約250万円のふるさと納税をされている方もいらっしゃる、こういった増額の補正となっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

こちら、今のこのダイナミックパッケージクーポン等だけではなくて、八丈町の魅力をさらに伝えて、ふるさと納税が上るようにしていただきたいと思います。

そこで、先ほど企業版ふるさと納税のほうはなかなか不調でうまくいかないというお話がありましたけれども、こちらのほうの宣伝というか、PRがうまくいっていないのかと思うんですけれども、そちらを今後どう考えているのかお示してください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 企業版ふるさと納税に関しましては、現在も企業のほうから、まだこの先まで決まっていないので、どことということはまだ差し控えさせていただきますけれども、お話のほうは来ております。

確かにPRがまだ足りないんじゃないかということも今指摘されましたので、そのPRについても努めていきたいと思っておりますけれども、相談は来ております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ぜひ企業版のふるさと納税のほうもお願いしたいと思います。

そこで、先日、中学校の研究発表のほうも見せていただいたんですけれども、子供たち、大変すばらしい発表をしています。そこで、何か言いたいかというと企業と連携、企業のところに行って勉強したり、企業の方がいらっしゃって講演したり等もありますので、そういう方々に、ぜひこの企業版ふるさと納税もPRしていただいて、参加していただけるようにしていただきたいと思っておりますので、こちら要望になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、15ページまでの質疑を終結いたします。

これにて休憩に入ります。午後からは13時から再開をいたしますので、それまでにお集まりください。休憩します。

(午前 11 時 36 分)

○議長（山本忠志君） それでは、時間になりましたので、休憩を解いて再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

○議長（山本忠志君） 一般会計補正予算書16ページ、総務費から、30ページ、衛生費までの質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 18ページの雇用機会拡充の件ですけれども、15件のうちの7件が採用されたということで、新規が1件、拡大が5件、設備投資が1件でした。

○議長（山本忠志君） 幸子先生、マイクをちょっと使ってもらえますか。

○3 番（奥山幸子君） すみません。それで、以前、企財課長にその内訳をプリントアウトしてほしいと言って、それをもらったんですけれども、その事業名については個人情報とかいうことで無理だったんですけれども、事業内容については、もちろん補助金を頂く関係上、こちらは知る権利があると思うんで、それをまたリストみたいにして継続が何件で新規が何件でと、そういうその内訳を報告していただけないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 12月の議会の決算認定のときの資料みたいな形でよろしいですか。

○3 番（奥山幸子君） はい。

○副町長（山越 整君） あれであれば全然、資料として、12月の議会の企画財政課の資料の中にも事業者さんの事業内容として出していますので、同じような形であれば大丈夫だと思います。

○3 番（奥山幸子君） はい、お願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 19ページの地域おこし協力隊の件なんですけれども、1名が海外に行かれているということのお話がありましたけれども、まずこの方が帰ってこられてから、また八丈町地域おこし協力隊として働くことになっているのかをまずお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 6月でしたか、帰ってきてそのまま、また八丈町の地域おこし協力

隊で働いていただくことになっています。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

こういうケースはなかなかまれかもしれませんが、途中で、海外じゃなくてもほかの地域に行く等のことが契約上というかで許されているのかをお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 地域おこし協力隊は、八丈町で例えば勤務をするというのも、例えば月で何時間というふうになっていますので、それ以外は、今いる方たちも、例えば八丈町の別の事業の会計年度とか、そういったことで仕事をされていますので、そういうのはもう自由にオーケーとなっています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 関連なんですけれども、この協力隊はもう何年か続いていると思うんですけれども、こちらにいらしていただいて八丈に定住した人数、延べ、いらしていた人数と定住した人数を教えてください。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 過去、いわゆる地域おこし協力隊で卒業というか、しましたという方がたしか4人だったと思うんですが、その4人のうち3人が八丈町に定住をしていらっしゃいます。ですから、いわゆる75%の方が定住をしているというのが今の実績です。

今、全国展開をしていますけれども、全国展開をして、地域おこし協力隊の卒業生なりがその地域に定住をしている全国平均が60%ちょいですので、パーセンテージ的には75%ですので、実績としては残っていると思っています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、30ページまでの質疑を終結いたします。

まだ、ありますか。

（発言する者あり）

○議長（山本忠志君） いいですか。

それでは、30ページの、今度は労働費から最後の44ページまで、質疑をお受けいたします。
質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 31ページの農林水産業費、振興費の農業振興費、山村離島振興施設整備事業補助金の減額についてですけれども、こちら、いろいろ見直しがあったというお話を先ほどご説明をいただいたんですが、これを詳細に内容をご説明いただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 団体のほうは6団体ということであるんですが、部会ごとというような形のほうがいいんですかね。

○1 番（真田幸久君） つまり、もともとがどうなっていて、それがどのように減額になったかを知りたいので、6組織あるのであれば6組織全て。もしもこの場でお話しになるのはかなり細かくなってしまうということであれば、後ほど文書でも結構ですので、議員全員にご報告をいただければ、それはどちらでも構いませんが。

○産業観光課長（大川和彦君） 大分細かくなってしまうんですが、事業自体を取りやめている部分と、物価の高騰で規模を変更しているパターンと、2パターンございます。

事業自体をやめているというのが2部会ございまして、ネットハウスをまず取消しした事例と、あと選別機という機械ですね。選別機のほうを実施はしたんですが、水洗機といって選別した後に水で洗う機械です、そちらのほうを取りやめているというような事例が1件ずつあります。

それ以外に関しては、ハウスの規模に関して2連棟の平米数とかを見直したり、3棟建てる所を2棟にしたりというような変更が生じたりしていますので、その部分はちょっと細かいんで、後で紙でお示ししたほうがよろしければ。

○1 番（真田幸久君） 可能であればお願いします。

○産業観光課長（大川和彦君） はい。

○議長（山本忠志君） じゃ、そのようにしたほうがいいですね。今は、課長、そのぐらいでいいんじゃないのかな。細かくは後で。

そのほかございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 39ページの教育費の、ここは項目がないので、ちょっといいのかなとかと。

離島留学のホストは、いろいろ今までの経過を難しいのかなと思うんですが、6年度は募集しないんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今のところ募集する方針ではございますけれども、そのホストファミリーの今まで契約の形が、ホストファミリーお一人としていたところを、もうお一方増やそうかなと考える。要するに、ホストファミリーが今回のように善意の方であったとしても、継続できなくなるケースがありますので、そういうケースが出た場合に跡を継いでくれる人を契約書に入れようかなというふうに考えておりますが、ホストファミリーの事業は継続していく考えでございます。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 応募のほうはどうなんでしょうか、応募状況というのは。昨年度の応募状況と今年も同じぐらいその希望があるのかどうかを。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 昨年度は前年度に、5 年度からやりたいという方がいらっしゃったんですけれども、ちょっとその方の都合で5 年度はなくなりました。

5 年度、年末に、7 年度からになりますね、今度。7 年度からの問合せがあったんですけども、それはちょっと要綱等を今、見直しているので、6 年度になって募集を始めましたらまた相談してくださいというところで、1 人、ホストファミリーを希望されている方はいらっしゃいます。

○3 番（奥山幸子君） 分かりました。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 教育費のところで、項目にはないんですけれども、以前、課外活動、クラブ活動なんかの指導の地域移行についてお聞きしたことがあると思うんですが、現状は今どんな形になっていきますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 部活動の地域移行ということで、これは教職員の働き方改革に関連して、文科省のほうから速やかに進めてくださいというところで、私どもは令和8 年度をめどに、地域移行の何らかの形を示したいというふうに考えておりまして、現在、学校長を含め、学校から聞き取り調査をしまして、先日、体育協会の方にお話しして、今後、一緒に検討していくという状況でございます。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） その際に、人件費というのは発生するようになるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 文科省が示しているのは受益者負担というところで、保護者の方がその地域の指導される方にお支払いをするというのが原則なんですけれども、それはマスト規定ではございませんので、その辺は今後、八丈町がどう支援していくのかというところで進めていくところでございます。

（岩崎議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

7 番。

○7 番（沖山 昇君） 教育費で、ページ数でいきますと36ページと38ページ、小学校費、中学校費の中で負担金補助及び交付金、その中の項目で東京都島しょ地域教育情報システム共同利用負担金ということで、説明では都が全額補助という形で説明があったと思うんですけれども、当初予算を見ますと750万円計上されています。

全額補助でなぜ600万円なのかというところと、実はこれは名称が当初予算のほうですと情報システム導入負担金という形になって、ちょっと名称が変わっています。なので、ちょっと分かりにくいので説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 当初予算で、これは1つの経費ではございませんで、導入に係る経費の中にこの情報システム共同利用負担金というのが入っております。

というのは、来年度から本格稼働するんですけれども、八丈町は今年度、校務支援システムになるんですけれども、仮稼働させておりまして、その部分の仮稼働に係る経費を東京都さんが負担できるかどうかというところだったんですけれども、負担できるというところで、そのほかにデータの入力ですとか、そういうところの経費はかかっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7 番。

○7 番（沖山 昇君） 内容は分かりましたが、やっぱり当初予算と、補正をかけるんであればやはりもうちょっと分かりやすいように文言を一緒にして、何にかかるのか、差額の150万円ですね、それが何にかかるのかをきちんと明記したほうがいいのかなというふうに要望いたします。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 要望ですね。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第1号 令和5年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第2号 令和5年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） それでは、書類番号3番をお願いいたします。

1ページ目をおめくりください。

議案第2号 令和5年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和5年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ183万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,015万7,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（小野高志君） はい。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4 款 2 項国庫補助金79万9,000円の増、こちらにつきましては、介護報酬の改定等に伴うシステム改修費用に対する補助金を増額するものでございます。

続いて、8 款 1 項一般会計繰入金263万6,000円の減、こちらは一般会計で負担する経費のうち、研修会等に係る旅費の不用部分や、システム改修費の国庫補助に伴う町負担額等を減額するものでございます。

以上、歳入合計、補正前11億5,199万4,000円、補正額183万7,000円の減、合計11億5,015万7,000円となります。

下の 5 ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費183万6,000円の減、これは研修会等に係る旅費の不用部分や、システム改修委託料の費用見直し等による不用部分を減額するものでございます。

続いて、7 款 1 項予備費1,000円の減、金額の調整によるものです。

以上、歳出合計、補正前11億5,199万4,000円、補正額183万7,000円の減、合計11億5,015万7,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第2号 令和5年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第3号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの介護、オレンジ色の次のページになります。

1ページをお願いいたします。

議案第3号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和5年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ664万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,965万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。

歳入、歳出も項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料890万8,000円の増、後期高齢者医療保険料の収納実績に伴い増額いたします。

その下、3款1項都補助金36万1,000円の増、保健事業への補助金となります。

その下、4款1項他会計繰入金283万9,000円の減、規定等にのっとり一般会計からの繰入金を減額いたします。

下のページ、お願いいたします。

6款1項延滞金、加算金及び過料1万7,000円の増。保険料の延滞金でございます。

その下、2款償還金及び還付加算金19万6,000円の増。保険料未収金補填分負担金、令和4年度精算分ほかでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

一番下の行になります。

歳入合計、補正前2億3,301万5,000円、補正額664万3,000円の増、計2億3,965万8,000円。

下のページ、歳出になります。

3款1項広域連合納付金660万1,000円の増、保険料負担金は増となります。

その下、４款１項保健事業費２万円の減、健康診査委託料を実績に伴い減額いたします。

５款１項償還金及び還付加算金１３万５,０００円の減、過年度に係る保険料還付金が減となります。

その下、２項繰出金１９万７,０００円の増、歳入の項で申し上げた償還金の項の一般会計繰出金と令和４年度精算分を繰り出しいたします。

次のページ、お願いいたします。

また一番下の行になります。

歳出合計、補正前２億３,３０１万５,０００円、補正額６６４万３,０００円の増、計２億３,９６５万８,０００円。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

６番。

○６番（金川孝幸君） ６ページ、普通徴収で１,０００万円ぐらい行っているんですけども、これは何か大きな要因とかあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、１節の特別徴収保険料、これは銀行口座とかから年金引き落とし等で充てる分なんですけど、普通徴収というのは、例えば７５歳になられたばかりの方とか、そういった方があった場合にはこういった普通徴収、すぐに銀行口座から引き落としとか年金からの引き落としができないので、その初回等はこの普通徴収という言葉になるんです。

ということで、その実績に伴ってこれが増えたという形でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第3号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第9、議案第4号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) ただいまの後期の次、ピンク色の次となります。

1ページをお願いいたします。

議案第4号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和5年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ182万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,551万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

後期同様、歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款1項国民健康保険税162万6,000円の増、滞納繰越分の収納実績に伴い増額いたします。

その下、4款1項都補助金141万8,000円の減、歳出の高額療養費に充てる普通交付金は増となるものの、特別交付金は減となります。

その下、6款1項他会計繰入金161万7,000円の増、下のページになりますけれども、下のページの1から4節まで、法令等の規定により一般会計から繰り入れるものでございます。

ということで、7ページ一番下の行、歳入合計、補正前11億6,368万9,000円、補正額182万5,000円の増、計11億6,551万4,000円。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項総務管理費、増減はございません。超過勤務手当を増額し、管外旅費を減額いたします。

その下、2款2項高額療養費150万円の増、一般被保険者の高額療養費を実績見込みにより増額いたします。

その下、3款1項医療給付費分、また、2項後期高齢者支援金分、次のページの3項介護納付金部分は、いずれも財源を更正いたします。

その下、9ページですが、8款3項繰出金32万5,000円の増、滞納繰越分の収納実績分を一般会計へ繰り出しいたします。

ということで、一番下の行、歳出合計、補正前11億6,368万9,000円、補正額182万5,000円の増、計11億6,551万4,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第4号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第5号 令和5年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、書類番号の４番をお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、水－１ページをお願いします。

議案第５号 令和５年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第１条、令和５年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第５条を除き文言省略」の声あり）

○公営企業管理者（佐々木真理君） はい。

では、ページをおめくりいただいて、２ページをお願いいたします。

企業債。

第５条、予算第５条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるということでございまして、水道施設整備事業、補正前の限度額１億１,８００万円から２,３００万円を減額いたしまして、補正後９,５００万円といたします。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

第７条でございますけれども、継続費を補正する関係で条文の整理をさせていただきました。

ということで、継続費。

第５条、継続費の総額及び年割額を次のとおり補正するというので、１款１項大川浄水場改修事業でございますけれども、補正前、総額７億５,２１７万２,０００円、年割額、５年度分、２億８,１３６万４,０００円。これからそれぞれ８２万８,０００円を減額いたしまして、補正後の総額７億５,１３４万４,０００円、５年度の年割額２億８,０５３万６,０００円でございます。

令和６年３月５日、提出者、八丈町長、山下奉也。

３ページをお願いいたします。

令和５年度水道事業会計補正予算実施計画。

収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。

１款水道事業収益９８３万２,０００円の減額、１項営業収益１,５００万円の減額、実績による減でございます。２項営業外収益５１６万８,０００円の増額、長期前受金戻入で増となります。

内訳の２目のところでございますけれども、一般会計の補助金は物価高に伴う水道料金の補助２,５００万円を計上させていただきました。これによりまして、今年度の水道料金の無料につきましては、経済対策分と物価高対策分を合わせまして１月から３月の請求分、３か月

分が対象となったところでございます。

次に、支出。

1 款水道事業費用585万5,000円の増、1 項営業費用197万4,000円の増、固定資産除却費で
ございます。2 項営業外費用388万1,000円の増、消費税納付額の増でございます。

次に、資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入3,761万8,000円の減、1 項企業債2,300万円の減、老朽管の更新、また大
川浄水場改修事業分となっておりまして、3 項国庫支出金6,990万4,000円の増、主に大川浄
水場改修事業分でございます。4 項都支出金8,452万2,000円の減、こちらも主に大川浄水場
の改修、また、老朽管更新事業分となっております。

次に、支出。

1 款資本的支出と1 項の建設改良費は同額でございまして、3,954万6,000円の減でござい
ます。主に、工事設計委託料と工事請負費の減となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 11ページの中で、老朽管更新設計、工事ともに減額になっていま
すけれども、これの具体的な理由をお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） こちらにつきましては、当初予算におきまして突発的な
工事等を予想しまして、ある程度積み増しをしております。その部分を減額させていただ
いたということでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 前回か前々回の議会でも申し上げましたように、漏水がかなり発生し
ているという状況の中で、あえてここを減額しないでそういったことに早めに手をつけると
かいう、そういった対応はお考えにならなかったのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） 軽微なものにつきましては随時対応させていただいてご

ございますけれども、これぐらいの金額になりますと設計、まずそれなりの時間もかかりますし、業者さんも限られてございますので、なかなか年度内に終わらないということで、そういった部分につきましては翌年度等で考えていきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第5号 令和5年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第6号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、ただいまの書類の次、水色のページの次でございます。

ページをおめくりいただいて、運一1ページをお願いいたします。

議案第6号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○公営企業管理者（佐々木真理君） はい。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

2 ページをお願いいたします。

令和 5 年度一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画。

収益的収入及び支出。

支出のみの補正となります。

1 款自動車運送事業費用46万円の減、1 項営業費用457万8,000円の増、主に職員の超過勤務手当、軽油代、車両修繕費の増になります。

3 特別損失503万8,000円の減、固定資産除却損でございまして、旧バス事務所解体によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） バスパのことをちょっと聞きたいんですけども、1 泊 2 日で1,000 円ということですね。すごく評判がよくて、それを使って友人もちょうと、車を運転できない方が満喫したとおっしゃっていたんですけども、これは例えば1 泊 2 日で利用して、その後また買って1 泊 2 日という、3 回ぐらい連続で使うということはできるんですか。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） 2 日間有効ですよ。ちょっとご質問がよく分からなかったんですが。

（奥山議員「だから、1 泊 2 日で温泉とバスが使えますよね。その後、もう一回買って1 泊 2 日ということができるんですか」の声あり）

○公営企業管理者（佐々木真理君） それは、もちろんでございます。

（奥山議員「できるんですか」の声あり）

○公営企業管理者（佐々木真理君） いつ購入されるというお話ですか。1 泊 2 日で、3 日目の日にもう一回買うという話でしょうか。

（奥山議員「3 日目のをまた新たに買って、継続できるということですか。そういうことですよ」の声あり）

○公営企業管理者（佐々木真理君） そうです、はい。

（奥山議員「分かりました。それができれば何泊でもできるかな」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 新しい事業所ができたんですけれども、バスの運転手の休憩所とバスガイドさんの、ありますよね。

今までは何かごっちゃで前の事務所でやっていたみたいなんですけれども、ちょっとそのガイドの方と、それから運転する方のお互いの、いろんな乗客というか、お客様の声があったりしたときに、お互いにその情報を交換できる機会がなくなってしまったというような声をちょっと聞いたので、休憩所が別々だとそういう雑談ができなくなっちゃうのかなと思っているので、その交流の機会を何か持てるようにしてもらいたいなと思ったんですが。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） バスのほうでは月に 1 回、乗務員教育というのを全員で営業時間が終わってからやってございます。そういった中で、今は運行管理者を中心に自由に発言できるような形を取っておりますので、その場で情報共有というのはできていると思っています。

（奥山議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 先日、新しくできた事務所を見せていただいたんですけれども、そのときにもちょっとお聞きしたんですが、バス停の名前が町営バス、これがちょっと分かりにくいという声があるんですよ。

行き先表示に町営バスと書いているんですけれども、これが行き先なのか町営のバスという名前、例えば貸切なのか分かりにくいという声があるのと、あと周回しているバスがあるんですけれども、これを右回り、逆回りも検討できないかという希望もあるんですけれども、検討していただけないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） バスの旧町役場、今、町営バスという名称になってございます、この名称につきましてはいろいろと中でも検討しました。ですが、一番シンプルな名前にしようということで、町営バスとつけたのが実際でございます。

今、もうそろそろ看板もできる頃でございまして、大変申し訳ないんですけれども、当分はこの形で進めさせていただきたいなと思ってございます。今のところは、その方向でやっ

ていきたいと思っています。

循環路線につきましては、いろいろと路線についてはご要望を賜っております。我々も蓄積した中で、たしか令和4年にダイヤ改正というのをやりました。ダイヤ改正というのは、やはりいろいろな方のお声を聞いた上で、最終的に我々は、今、2024年問題とかありますので、なるべく運転手の働き方も考えながらいろいろとやっているところでございます。

そういった声は今承ってはおりますけれども、すぐには改善はできないと思っています。それは検討の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 高校生の定期利用者の件についてお伺いしたいんですけれども、実際、この年度でどれぐらいの利用者がいたのかをまずお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） ちょっと利用者は、資料がどこかにあったと思うんですが、売上げ上で申しますと約2倍近くになっているのかなと思います。

これによって収益が大変改善するということではないんですけれども、たしか20万円が40万円ぐらいになったぐらいの金額ではなかったかと思っています。

ちょっと今、手元に資料が。

（浅沼議員「いいですよ」の声あり）

○公営企業管理者（佐々木真理君） よろしいですか。

（浅沼議員「はい、大丈夫です」の声あり）

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） こちらのほう、売上げではなくて、島民の利用者の利便性の向上というところで大変いい事業だったと思います。

これをさらに周知するということが大事だと思いますが、今年度の高校生ですか、に周知の方法等、何か考えているでしょうか。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） これをスタートした時点につきましては、八高さん、校長先生にお願いしまして、チラシのほうを配らせていただきました。

今年度につきましては、ちょっと我々は、すみません、やるのを忘れていたといえますか、

ですので、周知をしていきたいと思っております。

(浅沼議員「ぜひお願いします」の声あり)

○議長(山本忠志君) よろしいですか。

ほかにございますか。

5 番。

○5 番(山下則子君) すみません、ちょっとお伺いします。

先日、ちょうど愛光ハイヤーの前ぐらいを自家用車で通っていたときに、観光バスが止ま
っていて、すごい大雨しけだったんですけども、そういう場合でも宇喜多秀家のお墓巡り
をするのかなと思って、そういう大雨しけのときとかの、何かほかに寄るとか、バスの中で
説明をして行くとかというのはあるんですかね。

○議長(山本忠志君) 管理者は回答できますか。

○公営企業管理者(佐々木真理君) 回答になるかどうか分かりませんが、貸切バスと
いうのは旅行会社さんのリクエストに応じて運行しているものでございます。当然、そうい
った状況を見ながらドライバーと話はすると思うんですけども、そういうリクエストが強
ければ、どういう雨しけである、例えば南原であっても下りると思いますし、その辺は、
我々はあくまでもお客様のリクエストに対してお応えするというのが使命でございますので、
我々から、じゃ、ここはやめましょうとかいうことはできませんので、その辺はご理解をい
たいただきたいと思います。

(山下(則) 議員「はい」の声あり)

○議長(山本忠志君) いいですかね。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) では、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第6号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号は5番になります。

議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

各自治体名の朗読は割愛させていただきますが、千代田区から小笠原村までの計62区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

令和6・7年度の後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約を変更する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更するということで、内容につきましては、令和4年度及び5年度分に続きまして、令和6年度分及び令和7年度分の区市町村の葬祭事業費等に係る費用を保険料で賄わずに、区市町村の負担金を適用するため改めるものでございます。

附則。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第12、議案第7号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第13、議案第8号 令和5年度公営住宅整備事業粥倉団地建設工事請負契約を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長(山越 整君) 書類番号6番をお願いいたします。

ここでまた、おわびでございます。

朝、正誤表をお配りさせていただいたんですが、この書類番号6番の中の、今回の議案第8号の次の第9号のほうの銚子の口のため池の関係の契約の方法の中で、指名競争というのが正しくは随意契約だったということでの正誤表をお配りさせていただきました。すみませんけれども、後ほどまたお話ししますが、訂正のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、書類番号6番ということで、議案第8号 令和5年度公営住宅整備事業粥倉団地建築工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

ページをおめくりください。

令和５年度公営住宅整備事業粥倉団地建築工事請負契約。

令和５年度公営住宅整備事業粥倉団地建築工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

契約の目的、令和５年度公営住宅整備事業粥倉団地建築工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、金２億６,８８４万円。

契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根１９４８番地５、株式会社間仁田建設、代表取締役、間仁田 聡。

支出科目については、省略をさせていただきます。

この事業に関しましては、令和５年と令和６年の継続事業となります。工期につきましては、来年の令和７年３月２１日までというふうになります。

次ページ以降の内容につきましては、建設課長より説明をさせていただきます。

○議長（山本忠志君） 続けて、説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、ただいまの資料の裏の面をご覧ください。

左下に建築概要が記載されておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

建設地は、八丈町中之郷２１１６番地１、もともと真砂保育園という保育園が建っていた土地の跡地になります。

構造は鉄筋コンクリート造、階数は地上２階建て、戸数は１階が単身向け２戸、家族向け１戸、２階が単身向け２戸、家族向け１戸、計６戸となります。

延べ面積は、４５２．４４平米となります。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

５番。

○５番（山下則子君） すみません、ちょっとお伺いします。

単身向けに２戸ずつなんですけれども、２階に上がるには単身者でも足腰丈夫な方だと思ふんですけれども、１階のほうはどういった単身者向けになっているのかというか、全部がバリアフリーなのか。

この頃、何件か町営住宅の単身者の方の部屋を見せていただいたんですけれども、同じバ

リアフリーでも全部が全部バリアフリーなところと、あとトイレのドアとかが引き戸じゃなくて開き戸になっていたりとかするんですけれども、将来どういったものになるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 一つ一つ細かい構造を説明するのちょっと、私もそこまで把握していないんですけれども、今回の構造については準バリアフリーということで。

（山下（則）議員「準」の声あり）

○建設課長（瀬筒国治君） はい、100%のバリアフリーではないというふうになっています。そういった設計になっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

（山下（則）議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問は。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） この図面で見ると、駐車場、恐らく6台分あると思うんですけれども、1世帯に1台分確保しているということでよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） そのとおりでございます。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 世帯向きということは、それぞれ夫婦で1台ずつ持つんじゃないかなと思うんですけれども、もうちょっと増やすようなことはできないんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 基本的には、どの団地でも1世帯1台ということで募集をかけます。その条件を見ていただいてご応募いただくという形ですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第8号 令和5年度公営住宅整備事業粥倉団地建設工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議案第9号 令和5年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第9号 令和5年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページ、お開きください。

令和5年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約。

令和5年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

契約の目的、令和5年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事。

契約の方法、こちらが先ほどの正誤表ということで、大変申し訳ございません、随意契約ということでよろしくをお願いいたします。

契約金額、変更前、金4,722万3,000円、変更後、金5,328万4,000円、606万1,000円の増というところになります。

本件につきましては、変更後の契約金額が5,000万円の、いわゆる議決が必要な金額を超えたということで、今回、上程をさせていただくというものになります。

変更の理由、大型土のう設置数量増加及び定点観測項目追加に伴い、かかる契約金額を増額変更するものということでございます。

契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根181番地15、赤間建設株式会社、代表取締役、長戸路 博。

支出科目については、省略をさせていただきます。

工期につきましては今年、令和6年3月22日までとなっております。

内容につきましては、産業観光課長よりご説明します。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 全協等でも説明をさせていただいております農地防災事業で、土地改良法にのっとった形の事業でございます。

今年度に関しましては、令和5年9月12日から令和6年3月22日まで、堤体の安定を図るためということで、地方自治法施行令第167条の2第5項の随意契約の理由を基に、随意契約で契約をしたものです。

その後、契約内容の変更、土工及び仮設工の変更と地盤変形調査の追加というような調査項目で、先ほどご説明しましたとおり606万1,000円が増額となり、議会に付する事項となりましたので、契約の上程となっております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第9号 令和5年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、議案第10号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第10号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

ページをおめくりください。

令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約の変更。

令和5年7月3日開催の令和5年第一回臨時会において、原案可決された「令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約」を下記のとおり変更する。

記。

請負契約金額、変更前、金6,699万円、変更後、金6,750万7,000円。

請負代金に対する増減額、金51万7,000円の増。

変更理由、掘削土砂現場内流用による土工量変更、重機施工困難箇所的人力埋戻施工への変更、排水路管理道の現場状況に合わせた舗装工変更、既設構造物及び支障伐採木の撤去処分量の出来高の変更にかかる契約金額を増額変更するということでございます。

工期につきましては、今年、令和6年3月22日ということで変更はございません。

次ページ以降は、産業観光課長より説明させていただきます。

○議長（山本忠志君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 図面のほうを見ていただいたほうが分かりやすいかと思いますが、変更内容は5件ございまして、変更部分に関して四角く囲った枠の中で、変更の数量を具体的にお示しさせていただいております。

施行部分のコンクリートの舗装等、減った分であつたりとか支障木の伐採が増えた分であ

るとか、そこら辺の総額をプラスマイナス勘案しまして、51万7,000円の増額となったというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第10号 令和5年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅰ期工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） また、ただいまの次でございます。

議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

ページをおめくりください。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

令和5年6月14日開催の令和5年第二回定例会において、原案可決された「中道伊郷名線

道路改良工事（坂下工区）請負契約」を下記のとおり変更する。

記。

請負契約金額、変更前、9,295万円、変更後、9,552万4,000円。

請負代金に対する増減額、257万4,000円の増でございます。

変更の理由、近年の大雨による道路破損を防ぐため施工範囲を拡大し、重力擁壁などの項目追加、設計精査による数量変更にかかる契約金額を増額変更する。

工期については、ちょっと変更がございます。今年の当初は令和6年3月25日だったんですが、少し延ばしまして令和6年3月29日へと変更させていただくということでございます。

次ページ以降は、建設課長より説明させていただきます。

○議長（山本忠志君） 説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） ただいまの資料の裏面をご覧ください。

右側の四角の中に施工内容が記載されておりますけれども、変更内容につきましては赤字で記載をしております。

まず、軽量盛土工につきましては、20－b、21－a、21－bという3基の軽量盛土工がございますけれども、その床板コンクリート工の施工単位と施工数量をそれぞれ見直しをかけております。

また、説明にあったとおり重力式擁壁工が1基、19立米分が追加となっております。

浸透側溝工につきましては、その施工延長を延ばした関係で189.6が244.6、アスファルト舗装工も同様に831平米が1,130平米と増加しております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議案第12号 八丈富士山線舗装補修工事（その2）工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第12号 八丈富士山線舗装補修工事（その2）工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

ページをおめくりください。

八丈富士山線舗装補修工事（その2）工事請負契約の変更。

令和5年12月6日開催の令和5年第四回定例会において、原案可決された「八丈富士山線舗装補修工事（その2）工事請負契約」を下記のとおり変更する。

記。

請負契約金額、変更前、7,480万円、変更後、7,308万6,200円。

請負代金に対する増減額、171万3,800円の減。

変更の理由、工事期間短縮に伴う交通整理誘導員の数量変更及び土工量の変更により契約金額を減額変更するということで、工期につきましては令和6年3月29日、これは変更はございません。

詳細につきましては、建設課長より説明をさせていただきます。

○議長（山本忠志君） 説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） こちらも、ただいまの資料の裏面をご覧ください。

こちらの資料につきましても、右側の四角の中に施工内容が記載されておりますが、変更内容について赤字で記載をしております。

施工延長は530メートルのまま変わっておりませんが、掘削工が960立米から570立米、交通管理工につきましては、ただいま説明があったとおり、工事が早く終わったということで54人から48人、土質試験については地盤が岩盤だったところが1箇所ありまして、資料の採取ができなかったことから、7か所が6か所というふうになっております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第12号 八丈富士山線舗装補修工事（その2）工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、議案第13号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、副町長。

○副町長（山越 整君） ただいまの次でございます。この書類番号6番の一番最後になります。

議案第13号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議

会の議決を求めます。

ページをおめくりください。

八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び付属施設建築工事請負契約の変更。

令和4年12月7日開催の令和4年第四回定例会において、原案可決された「八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び付属施設建築工事請負契約」を下記のとおり変更する。

記。

請負契約金額、変更前、3億1,834万円、変更後、3億4,624万8,652円。

請負代金に対する増減額、2,790万8,652円の増ということでございます。

変更の理由、新館基礎部、コンクリート追加施工、新館内部の基礎部人力解体撤去に伴う変更、本館基礎部構造用コンクリート施工に伴う変更、アスベスト調査によるアスベスト含有発覚に伴う屋根施工方法の変更、木造軸組柱部劣化・腐食に伴う新材への交換にかかる契約金額を増額変更するというところでございます。

工期につきましては令和6年、今年の9月30日ということで変更はございません。

次ページの詳細については、教育課長より説明をさせていただきます。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 歴史民俗資料館は分割発注しておりまして、建築工事、それから機械設備工事、それから電気工事の3つに分けて発注しております。

今回、契約変更しますのは建築工事になりまして、ただいま副町長が説明したようにコンクリート工事、それから型枠工事、木工事、屋根樋工事に当初の発注図書以外の数量等が発生しましたので、契約変更するものでございます。

ほとんど木工事、この本館、新館木造軸組の柱部分劣化と、現在の建物を構成する建築材料を使えない部分、本来でしたら全部取り替えればよいところなんですけれども、これは国の文化財に指定されておりますので、できるだけ文化財に指定された当時の部材を残すようにという制限があります。

ですから、柱にしましても1本、普通だったら取り替えれば、改修工事、取り替えればよいんですけれども、その悪い部分を切って、そこに新しく同じ型の切った部分のをはめて、それで補修するという、なかなか制限のある工事を行っておりますので、こういうふうな変更が生じたところでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ありませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、歴史民俗資料館以外で競争入札全般に関して質問をしたいので、もしほかにいらっしゃらなければ、それを今、質問してもよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってくださいね。そのほかに質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、どうぞ。

○1 番（真田幸久君） これも2回ほど、過去の議会でご質問させていただいた件なんですけれども、バスの事務所の工事に当たって、業者の問題で期間が延長になって増額になったというお話があったかと思います。

この件に関して、町のホームページの企財のホームページのほうで、昨年12月20日付で競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき下記の事業者を指名停止とするという形で、1 か月間の指名停止が行われたという内容が出ております。

この1 か月の指名停止というのは、もう一方で八丈町競争入札参加資格者指名停止基準というのがございまして、こちらのほうで幾つかの事例といたしますか、考え方が載っかっていて、1 個目が贈賄、2 個目が契約履行上の事故、3 番目が契約履行成績不良等と分かれていまして、今回の件は契約履行成績不良等に該当するという形かと思います。

こちらのほうで、具体的に指名停止する期間はどれぐらいかということで、1 か月以上6 か月以内という規定がございます。

また、これをどう決定するかというのは、町のほうの八丈町指名業者選定委員会規則のほうに、委員会のほうで決定をするとありますけれども、こちらの構成メンバーというのが町執行部内部で4名ほどですか、町長とか副町長を含めてそういった形で、内部だけの決定でこの処分が決まっているとなっておりますけれども、これはこのままでいいのでしょうかという部分が1点、外部の目も入ったほうがいいんじゃないかということが1点と、1 か月以上6 か月以内という、規定は書いていますけれども、じゃ、1 か月以上6 か月以内の期間をどう当てはめていくのかというのは特段書いておりません。

ですので、なぜ今回1 か月としたのかといったことも含めて、また今後どういった、粗々の基準があるのであれば、粗々の基準でどうなっているのかというご説明をしていただければと思います。

○議長（山本忠志君） この件は、副町長、いかがでしょうか。

○副町長（山越 整君） まず、指名委員会ということで、私がトップになって管理職、管理職の中でそこに入らないのは議会事務局長と会計課長が入らないだけで、あとは管理職が入った形が指名委員会ということで開催をしております。

その指名委員会を開催するに当たっては、当然、契約案件とか指名を必要とするとか、それから今のように個別に指名の停止だとか、そういったことを審議するという事で招集をしてやっております。

今回そういった1か月の指名停止というところになりましたけれども、いわゆる金額の問題はありますけれども、遅れたことへのペナルティも課したりとか、そういったことも含めて月数を決めたというのが実際のところになります。

ご質問の中に外部の方たちというのがありますけれども、ちょっと今まで我々として指名委員会をやっていく中で、外部の方たちの意見を取り入れながらというのは、なかなかそういったことをやってきませんでしたので、もしいわゆる指名停止とかそういったことに関しては、もしかするとそういった方法もあるかなというふうに思います。

それから、あと指名停止に関していきますと、今回は島内の会社さんのお話だったんですけれども、例えばいろいろと世間を騒がすような大きな会社さんが八丈町の関連するものに参加ができるような状態のときには、例えば東京都であったりいろんなところの指名停止のそういったものを参考にしながら、そういう会社さんに対しての指名の停止とか、そういったものの判断をしているというのが今の現状になります。

いずれにしても、今のお話のように町の内部だけでというところからすると、外部の方たちの意見をどうやって反映させるかというのは、またもしかするとあるのかなというふうに思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 具体的に、1 か月にした理由を教えてくださいんですが。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 先ほども言ったように、いわゆる遅れたことに対してのペナルティということで金額、多い少ないはあるかもしれませんが、科しています。

それから、あと過去にもやはり成績不良ということで、当然いろんな形で指名停止なり、そういうのがありますので、そういったところを照らし合わせて、今回は1 か月というふうに落ち着いたということでございます。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） その運用が、要は恣意的にならないように、ある程度の基準を設けたほうがいいのではないかという意味合いを含めて質問をさせていただいていますけれども、そういったことも、ある程度の基準を決めていくお考えはあるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今言ったように、ちょっと過去の事例との比較とかというのがなかなか、今までも基準になっていましたので、もしかするとそういったところを厳格化するか、先ほど外部の話がありましたが、どなたが見てもこれに合致するのであればこの月数とかというのが分かるようにするというのはあると思いますので、今後、検討はさせていただきますと思います。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第13号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号7をお願いします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

令和6年3月5日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

人権擁護委員として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

次のページをお願いします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を、人権擁護委員として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記。

1、住所、東京都八丈島八丈町三根122番地1。氏名、平井園子。生年月日、昭和29年7月15日。

人権擁護委員は、市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦することになります。町には、各地域に1名ずつ委員を配置していますが、三根地域が欠員となっているため、新たに委員として推薦するものです。

任期は3年になりますが、任期開始日の3か月前までに推薦書類を法務大臣に提出する必要があるため、任期につきましては令和6年7月1日から令和9年6月30日の3年間となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和6年第一回八丈町議会定例会第1日目を散会いたします。

次の会議は、3月18日月曜日午前9時より開議いたします。

（午後 2時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月5日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 奥 山 幸 子

署 名 議 員 浅 沼 清 孝